

## 講じられた主な施策

### (1) 啓発・広報

- 平成 16 年 6 月、障害者基本法が改正され、基本理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「意識啓発推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。
- 内閣府のホームページの中に障害者施策担当のホームページを開設し、啓発等障害者施策に関する情報を提供。
- 平成 16 年度、共生社会を推進するためのパネル「うれしいキモチ」「うれしいカタチ」を作成し、障害者週間中にパネル展示したほか、CD-ROMにより全都道府県・指定都市へ配布。さらに、内閣府ホームページに掲載。
- 平成 16 年 8 月及び 12 月、効果的な啓発内容の検討の参考とするため、内閣府ホームページを通じて広く国民から意見募集を実施。
- 平成 16 年 9 月 10 日、内閣府、大阪府、大阪市、関西経営者協会、連合大阪及び NPO 法人大阪障害者雇用支援ネットワークの共催により、「共生社会の形成に向けた大阪フォーラム」を開催。
- 平成 16 年 12 月 9 日に開催した「障害者週間の集い」において、「共生社会における企業と障害者」をテーマとしたシンポジウムを開催し、企業団体の協力を得て作成した「障害者に係る企業の取組事例集」を配布。
- 平成 17 年 12 月 6 日に東京で開催した「障害者週間の集い」において、企業・団体の協力のもと「共に働き、共に生きる社会をめざして」をテーマとした就労支援について考えるシンポジウムを開催。12 月 8 日には大阪で、関西経済 4 団体などで構成する障害者週間協賛行事大阪実行委員会との共催で、「障害者と企業、社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、障害のある人の社会参加促進のための行政、企業、民間団体等の役割のあり方に関するシンポジウム開催。
- 平成 18 年度の障害者週間中央行事として、省庁・障害者関係団体等が交替で 2 日間連続でセミナー等を実施する「障害者週間連続セミナー」を平成 17 年度に引き続き実施。また、東京で NPO 法人の協力を得て介助犬についてのセミナーを開催するとともに、大阪で障害者の社会参加を支援する企業展示会等を開催。
- 障害者週間事業の広報効果を高めるため、平成 17 年度から、財団法人国際障害者年記念ナイスハート基金の協力を得て、同協会のホームページ上に、障害者週間前後の一定期間、「平成 17 年度障害者週間キャンペーン事業」ホームページを開設し、民間の関係団体等における独自の障害者関係行事、広報・啓発活動を一元的に登録・公開（平成 18 年度は総数 200 件超）。
- テレビ・ラジオ・定期刊行物等を通じて政府広報を実施し、共生社会の理念を国民に普及。
- 季刊誌「特別支援教育」や文部科学省 HP を通じて、国民に特別支援教育につい

て情報を提供。

- 平成 16 年 6 月、障害者基本法が改正され、基本的理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、平成 16 年 12 月、障害者施策推進本部において『『障害者週間』の実施について』を決定。各省庁は、障害者基本法及びこの推進本部決定に基づき、国民生活への差別禁止理念の徹底に向け、関係団体との連携も含め障害者週間にふさわしい行事等の実施に努めるなど、一層の啓発活動を推進。
- 障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、障害者週間行事として以下の事業を実施。特に平成 17 年度以降においては、「障害者の日」が「障害者週間」に拡充されたことを踏まえ、事業を充実。

(平成 16 年度)

- ・平成 16 年 12 月 9 日、東京で「障害者週間の集い」を開催。
- ・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施。
- ・「障害者週間のポスター」の優秀作品や、共生社会「身体的な特性や障害に関わりなく、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービス」についてのパネルの展示等を実施。

(平成 17 年度)

- ・平成 17 年 12 月 3 日から 5 日までの 3 日間、東京で障害者に関わる様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。
- ・平成 17 年 12 月 6 日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、「共に働き、共に生きる社会をめざして」をテーマとした講演とシンポジウムを開催。
- ・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、大阪で実施。
- ・12 月 8 日、大阪で、関西経済 4 団体及び民間の障害者支援団体との共催で、「障害者と企業、社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、シンポジウム開催。
- ・12 月 3 日には東京で、11 日には大阪で、「手話」をまじえて歌う「アツキヨ」によるバリアフリーコンサートを開催。
- ・このほか、企業等の協力を得て、盲導犬とのふれあい教室や障害者の社会参加を支援する企業展示会等を開催するとともに、全国の障害者週間行事を一括して紹介するホームページを開設。

(平成 18 年度)

- ・平成 18 年 12 月 3 日、東京で、町内会や商店街等の身近な地域社会において、障害のある人とない人が共生に成功している事例報告をもとに共生社会の実現に向けた今後の課題と方策を探るシンポジウムを開催。
  - ・平成 18 年 12 月 4 日から 5 日までの 2 日間、東京では、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。
  - ・平成 18 年 12 月 6 日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、知的障害のある人とその家族の生活をテーマとしたドキュメンタリー映画「ありがとう」の上映と同映画監督による講演を実施。
  - ・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、大阪で実施。
  - ・平成 18 年 12 月 8 日、大阪で、関西経済 4 団体及び民間の障害者支援団体との共催により、「障害者と社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、シンポジウム開催。
  - ・平成 18 年 12 月 4 日、7 日及び 8 日の 3 日間、小、中学校において、障害当事者によるバリアフリーコンサートの開催。
- 「障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告」を「障害者白書」として刊行。
  - 平成 16 年 9 月 10 日、内閣府、大阪府、大阪市、関西経営者協会、大阪連合及び NPO 法人大阪障害者雇用支援ネットワークの共催により、「共生社会の形成に向けた大阪フォーラム」を開催。
  - バリアフリー化の推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対し内閣総理大臣表彰等を行う「バリアフリー化推進功労者表彰」を実施。
  - 平成 16 年 8 月 17 日、18 日、内閣府、兵庫県、神戸市の共催により、「ユニバーサルデザイン全国大会」を開催。
  - 人権週間（毎年 12 月 4 日～12 月 10 日）の強調事項の一つとして、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を掲げ、講演会・映画会などの開催、ポスターやパンフレット等の作成・配布、テレビ・ラジオ等の各種マスメディアの使用などを通じて、広く国民一般を対象として、啓発活動を展開。
  - 障害者週間の一環として、文部科学省特別支援教育課が所管する独立行政法人国立特殊教育総合研究所の主催により、一般の方々を対象に障害についての意識・理解を深めるため、「N I S E 障害者週間 2006（共生社会をつくるために～障害のある子どもの教育の視点から～）」を開催（平成 18 年 12 月 4 日・東京都）
  - 保護者、教育関係者をはじめ広く社会一般の人々に対し、障害のある子どもとその教育について理解啓発を図るため、特別支援教育全国フォーラムを開催。（平成 18

年度～)

- 障害者週間の中央行事のひとつとして「障害者自立更生等厚生労働大臣表彰」を実施。(平成 18 年 12 月 6 日)
- 精神保健福祉普及運動を開催。(平成 17 年 10 月 10 日～10 月 16 日、平成 18 年 10 月 23 日～29 日、厚生労働省・都道府県・指定都市)
- 精神保健福祉全国大会を開催。(平成 17 年 10 月 12 日・岩手県盛岡市、平成 18 年 10 月 24 日・千葉県千葉市)
- 障害者への理解を深めるなどの観点から障害者との交流を位置づけた学習指導要領を実施。
- 「豊かな体験活動推進事業」において、交流体験等の体験活動を実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
推進校指定数	805 校	806 校	929 校	923 校

- 盲・聾・養護学校の児童生徒と地域の同世代の子どもや人々との交流に資するため「交流教育ハンドブック」を作成。(平成 15 年度まで)
- 盲・聾・養護学校と小・中・高等学校との交流及び共同学習の実施に資するため、特別支援教育推進連盟に委嘱し、「交流及び共同学習事例集」を作成・配布。(平成 18 年度)
- 独立行政法人国立特殊教育総合研究所(平成 19 年 4 月より国立特別支援教育総合研究所に名称変更。以下同じ。)において、教員を対象とした交流及び共同学習推進指導者講習会を実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
参加者数	108 人	118 人	108 人	86 人

- 盲・聾・養護学校等の児童生徒が学校教育の一環として、小・中学校等の児童生徒と共に集団活動を行う交流学习に参加する場合に必要な交通費を補助。

	平成 15 年度補 助分	平成 16 年度補 助分	平成 17 年度補 助分	平成 18 年度補 助分
補助対象人数	13,331 人	13,810 人	15,759 人	16,401 人

- 様々な地域課題について、地域社会全体で課題解決に取り組むことができるよう、行政と NPO をはじめとする民間団体との連携による地域学習活動の活性化を支援する「地域 NPO との連携による地域学習活動活性化支援事業」において、障害者に関連した学級・講座を 13 都府県・39 学級・講座で実施。(平成 15 年度まで)
- 精神保健福祉普及運動(平成 17 年 10 月 10 日～10 月 16 日、平成 18 年 10 月 23 日～29 日)を厚生労働省・都道府県・指定都市で実施。
- 「障害に関する正しい知識の普及事業」を実施。(平成 18 年 9 月まで)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
実施件数	59 都道府県・指定	58 都道府県・指定	57 都道府県・指定

	都市	都市	都市
--	----	----	----

- 平成 16 年 6 月、障害者基本法が改正され、基本理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「公共サービス適切対応推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。平成 17 年 4 月、「公共サービス窓口における配慮マニュアル ～障害のある方に対する心の身だしなみ～」を障害者施策推進本部決定として公表。
- 平成 16 年 2 月、障害者への対応マニュアル「障害をもつ方への接遇要領」を作成し、各都道府県警察に配付して警察職員の障害をもつ人に関する理解を促進。
- 矯正施設に勤務する職員、更生保護官署職員、入国管理局職員等を対象に、その職務内容や経験等に応じた各種研修において、障害者に対する理解を促進。
- 「人権に関する国家公務員等研修会（平成 15 年度前期）」において、「障害のある人の人権について」と題した講演会を実施。
- 外務省では、新入省員に対する研修の一環として、障害者理解の促進を含む人権問題についての外部講師による講義を実施。
- 障害者に対する理解を促進、徹底するため、国税局及び税務署に勤務する職員を対象に、接遇研修の実施、各種会議における説明、外部講師によるバリアフリー研修の実施、職員向け広報誌への啓発記事の掲載、啓発冊子の作成等の各種施策を実施。
- 文部科学省本省職員及び文化庁本庁職員に対する各種研修において、障害者に関する理解の促進とその徹底を図るプログラムを実施。
- 「地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業」（平成 16 年度 1,000,178 千円）において、国民のボランティア活動に対する社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、国、都道府県、市町村の各レベルにおいて、奉仕活動・体験活動を推進するための協議会及び支援センターを整備・充実する事業を実施。（平成 16 年度まで）

- ・ 社会的気運の醸成

- 全国フォーラムの開催（平成 17 年 2 月）

- ・ 推進体制の整備状況（委託件数）

	平成 15 年度	平成 16 年度
協議会数	国、43 都道府県、1,101 市町村	国、43 都道府県、1,018 市町村
支援センター数	国、46 都道府県、1,191 市町村	国、46 都道府県、1,216 市町村

- ・モデル事業実施件数（平成 15 年度限りの事業）

（平成 15 年度）

地域教育力活性化モデル事業 789 地域

放課後子どもスポーツ活動活性化モデル事業 246 地域

- 「地域ボランティア活動推進事業」において、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行い、ボランティア活動の全国的な展開を図る事業を実施。（平成 17 年度～平成 18 年度）

	平成 17 年度	平成 18 年度
実施件数	475 地域	588 地域

- 「ボランティア活動広報啓発・普及事業」（平成 17 年度）において、国民の関心を引きつける広報啓発や普及活動を実施。
  - ・全国フォーラムの開催（東京） 平成 18 年 2 月
  - ・地方フォーラムの開催（山口） 平成 18 年 1 月
  - ・広報啓発ポスターの作成・配布、ホームページの開設
- ボランティア活動の推進を図るため、都道府県・指定都市社会福祉協議会において、学童・生徒またはボランティア活動に参加意欲のある社会人等すべての地域住民が福祉教育に接する機会を得て福祉活動への理解と関心を深めるための福祉教育推進事業や、企業やボランティアグループ等でボランティア活動を推進するリーダーやコーディネーターの養成・研修事業、情報誌の発行等の広報・啓発事業などを行う「ボランティア振興事業」を実施。
- 企業退職者等を対象としたシニアボランティア団体等の育成や、ボランティアグループ・団体を対象に社会福祉法人・特定非営利活動法人としての法人格取得等を支援するボランティアグループ組織化等支援事業を実施。

## （2）生活支援

- 市町村に地域自立支援協議会を設置し、具体的に協働する地域の関係者によるネットワークとプロセスを構築し、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを図る。
- 障害のある人の地域移行や一般住宅への入居を推進するために居住サポート事業を実施。
- 都道府県並びに指定都市において、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を目的とし、「障害者ケアマネジメント推進協議会」の設置と「障害者ケアマネジメント従事者研修」の実施の二つの柱を中心とする「障害者ケアマネジメント体制支援事業」の実施を通じ、自治体における障害者ケアマネジメント体制の更なる充実に向けた支援を実施。（平成 17 年度まで）
- 身体障害者の相談支援を行う市町村障害者生活支援事業（市町村事業）、知的障

害者及び障害児の相談支援を行う障害児（者）地域療育等支援事業（都道府県事業）を実施。（平成 17 年度まで）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
市町村障害者生活支援事業	374 か所	413 か所	422 か所
障害児（者）地域療育等支援事業	536 か所	578 か所	656 か所

- 施設に入所する障害者の地域移行を促進し、障害者の地域生活を支援するため、サービス利用援助、住居や活動の場の確保に関する支援を行う「障害者地域生活推進特別モデル事業」を実施。（平成 15 年度～17 年度）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
地域数	62 市町村	74 市町村	110 市町村

- 独立行政法人福祉医療機構において、福祉保健医療ならびに介護保険、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等における関連情報を提供するために、情報ネットワークシステム『WAM NET』（ワムネット）を構築し、情報化推進のための情報基盤として運用。
- 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施。（平成 18 年 9 月まで）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
事業数	536 か所	578 か所	656 か所

- 平成 18 年 10 月から在宅の障害児（者）及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害者相談支援事業を実施。
- 身体障害者相談員及び知的障害者相談員等に対して研修を実施。
- 身体障害者相談員による相談の実施。
- 知的障害者相談員による相談の実施。
- 精神保健福祉相談員資格取得講習会の実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
実施箇所数	1 県 1 市	1 県 1 市	1 県 2 市	実施なし

- 精神保健福祉センターや保健所において心の健康問題について電話相談に応じている他、医師、保健師等を対象とした専門研修（思春期精神保健、PTSD）を実施。
- 障害者からの電話相談に応じる「障害者 110 番」を全ての都道府県・指定都市（平成 16 年度）において実施（平成 18 年 9 月まで）。
- 精神的危機に直面し、援助と励ましを求めている人々に対し、「いのちの電話」において 24 時間体制で電話による相談を実施。

- 平成 15 年度に難病相談・支援センター事業を創設。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
箇所数	3 か所	19 か所	38 か所	45 か所

- 各関係機関との連携のもと保健所が中心になって、重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を引き続き推進。
- 児童相談所では、連絡会議や事例検討会を通じて様々な分野の機関と連携を図るとともに、各機関と連携。また、専門的な指導を受ける機会が十分でない地域の在宅障害児に対する指導を強化するため在宅障害児に対する相談・指導を実施。
- 保健所は、精神保健福祉に関する第一線の行政機関として「精神障害者社会復帰相談指導」を実施。
- 保健所における精神保健福祉相談等及び精神保健訪問指導を実施。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
精神保健福祉相談等	1,518,422 件	1,451,530 件	1,362,809 件	1,314,101 件
精神保健訪問指導	296,984 件	198,798 件	185,299 件	177,367 件

- 成年後見制度等についてのパンフレットを作成して関係団体等に配布したり、法務省のホームページに当該制度等についての Q&A のコーナーを設けて成年後見制度等を周知。
- 成年後見登記制度において、平成 17 年 1 月 31 日から全国の法務局・地方法務局の本局において登記事項証明書の交付開始。(平成 16 年度～)
- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が、地域において自立した生活を送ることを支援するための「地域福祉権利擁護事業」を福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行う事業として、都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会を中心に実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
事業に関する相談件数	23 万件	30 万件	40 万件	53 万件
事業の利用契約締結数	6,300 名	6,500 名	7,200 名	7,600 件
事業の実利用者数	11,198 名	14,720 名	18,385 名	21,904 名

- 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業の実施。
- 平成 18 年度から精神障害者の成年後見制度利用促進事業を実施。



- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が、地域において自立した生活が送れることを支援するため、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その方々の権利擁護に資することを目的とする地域福祉権利擁護事業を都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会等において実施。
- 平成 18 年度から精神障害者の成年後見制度利用促進事業を実施。
- 平成 18 年度から精神障害者の成年後見制度利用促進事業を実施。
- 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する労働政策審議会障害者雇用分科会において、「障害者を代表するもの」として、障害者団体より 4 名を委員として任命し、障害者の意見を反映。
- 障害福祉サービスの新たな制度や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定に基づく事項等を調査審議する社会保障審議会障害者部会において、障害者当事者を委員に任命。
- 障害者（児）の地域生活の充実を図る方策を検討する「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」（平成 16 年度まで）及び精神保健福祉施策の課題に対応するため「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において、当事者が委員、オブザーバーとして参加、平成 16 年 8 月に報告書を取りまとめ。
- ボランティア活動の推進を図るため、都道府県・指定都市社会福祉協議会において、学童・生徒またはボランティア活動に参加意欲のある社会人等すべての地域住民が福祉教育に接する機会を得て福祉活動への理解と関心を深めるための福祉教育推進事業や、企業やボランティアグループ等でボランティア活動を推進するリーダーやコーディネーターの養成・研修事業、情報誌の発行等の広報・啓発事業などを行う「ボランティア振興事業」を実施。
- 障害者に対してパソコンの使用方法等を教える人材（パソコンボランティア）の養成を実施。（パソコンボランティアの養成は、平成 18 年 10 月から都道府県地域生活支援事業として実施。）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
実施箇所数	34 都道府県・指定都市	34 都道府県・指定都市	34 都道府県・指定都市	29 都道府県

- 障害者等に対するボランティア活動の支援等を行う「ボランティア活動支援事業」を実施。（ボランティア活動支援事業は、平成 18 年 10 月から市町村地域生活支援事業として実施。）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
実施箇所数	44 都道府県・137 市町村	43 都道府県・136 市町村	42 都道府県・127 市町村	117 市町村

- 3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。  
(平成 18 年 4 月)

- 在宅サービス整備状況(一部、平成 18 年度より新サービス体系へ移行している。)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
ホームヘルパー	53,771 人	86,002 人	110,636 人	※平成 18 年度より新サービス体系へ移行。
ショートステイ	5,828 人	7,849 人	8,994 人	
デイサービス	1,806 か所	2,162 か所	2,506 か所	
障害児通園事業 (児童デイサービス)	10,674 人分	12,949 人分	15,556 人分	
グループホーム	23,949 人分	27,956 人分	34,085 人分	
重症心身障害児 (者)通園事業	212 か所	231 か所	245 か所	263 か所
福祉ホーム	3,890 人分	4,172 人分	4,567 人分	4,711 人分

- 支援費制度においては、ホームヘルプサービス等の在宅サービスについて、新規事業者についても、NPO 法人等多様な主体による事業の実施が可能。(平成 17 年度まで)
- 介護等に関する知識及び技能を修得することを目的とした「居宅介護従業者等養成研修」の実施。
- 新障害者プランに基づき、精神障害者ホームヘルパーの養成研修を実施。(平成 18 年度まで)
- 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業を実施。
- 支援費制度においては、ホームヘルプサービス等の在宅サービスについて、新規事業者についても、NPO 法人等多様な主体による事業の実施が可能。(平成 17 年度まで)
- 介護等に関する知識及び技能を修得することを目的とした「居宅介護従業者等養成研修」の実施。
- 新障害者プランに基づき、精神障害者ホームヘルパーの養成研修を実施。(平成 18 年度まで)
- 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業を実施。
- 地域の実情等に応じて、デイサービスをより身近な地域で利用できるよう、学校の空き教室をデイサービスセンター等へ転用することが可能。
- 在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、

障害者自立支援法  
新サービス体系  
(平成 18 年度)

【月間】  
・居宅介護等  
3,164,123 時間

【日中活動系等】  
・生活介護  
250,556 人日  
・自立訓練  
(機能訓練)  
11,537 人日  
・自立訓練  
(生活訓練)  
36,926 人日

・就労移行支援  
62,255 人日  
・就労継続支援  
A 型  
29,264 人日  
・就労継続支援  
B 型  
165,255 人日

・児童  
デイサービス  
202,111 人日  
・短期入所  
151,961 人日  
・療養介護  
2,006 人

※各サービスの数値は、平成 19 年 3 月の月間の数値である。

併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る「重症心身障害児（者）通園事業」を実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
箇所数	212 箇所	231 箇所	245 箇所	263 箇所

- 障害福祉サービスに基づき、グループホーム及び福祉ホーム等を計画的に整備。（平成 18 年度より新サービス体系に移行している。）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	障害者自立支援法 新サービス体系 （平成 18 年度） 【居住系】 ・共同生活援助 共同生活介護 37,499 人 （各サービスの数値は 平成 19 年 3 月の月間の 数値）
身体障害者 福祉ホーム	798 人分	791 人分	866 人分	※平成 18 年 度より、新 サービス体 系へ移行。	
精神障害者 福祉ホーム	3,092 人分	3,381 人分	3,701 人分		
知的障害者 グループホ ーム	17,578 人分	20,697 人分	25,592 人分		
精神障害者 グループホ ーム	6,371 人分	7,259 人分	8,493 人分		

- 公営住宅においては、障害者の地域における自立生活の支援等の観点から公営住宅法第 45 条第 1 項においてグループホームとして使用することが可能。

	平成 15 年度末	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
公営住宅のグ ループホーム の実績	342 戸	400 戸	459 戸	526 戸

- 在宅の障害者等に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談等を総合的に行う障害者相談支援事業を実施。
- 社会的入院を解消するための「精神障害者退院促進事業」を実施。（平成 15 年度～）
- 都道府県及び市町村において、下記の事業をそれぞれ実施。（平成 18 年 10 月からは地域生活支援事業として実施。一部の事業については、名称・内容の変更がある。）

①都道府県

（平成 18 年 9 月まで：障害者自立支援・社会参加促進事業として実施していた都道府県・政令都市数）

（平成 18 年 10 月から：都道府県地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する都道府県数）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度

点字による即時情報ネットワーク事業	52 か所	53 か所	54 か所	43 か所
字幕入り映像ライブラリー事業	59 か所	59 か所	59 か所	45 か所
点字・声の広報等発行事業	55 か所	48 か所	51 か所	21 か所
指定在宅介護事業者情報提供事業	49 か所	39 か所	31 か所	(平成 18 年 9 月まで)
手話通訳者派遣ネットワーク事業	6 か所	6 か所	8 か所	(平成 18 年 9 月まで)
サービス提供者情報提供等事業	(平成 18 年 10 月から)			23 か所

(指定在宅介護等事業者情報提供事業及び手話通訳者派遣ネットワーク事業は、平成 18 年 10 月から都道府県地域生活支援事業のサービス提供者情報提供等事業に変更。)

社会資源活用情報等提供事業	33 か所	36 か所	31 か所	(平成 18 年 9 月まで)
障害に関する正しい知識の普及啓発事業	59 か所	58 か所	57 か所	(平成 18 年 9 月まで)

・市町村障害者支援事業

ピアカウンセリング事業	11 か所	13 か所	13 か所	(平成 18 年 9 月まで)
-------------	-------	-------	-------	-----------------

② 市町村事業 (以下の数値は各事業の実施市町村数)

(平成 18 年 9 月まで : 障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた市町村数)

(平成 18 年 10 月から : 市町村の地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する市町村数)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
社会参加促進事業	537 箇所	637 箇所	653 箇所	956 箇所

・精神障害者支援事業

ピアカウンセ リング事業	20 か所	16 か所	21 か所	(平成 18 年 9 月まで)
点字・声の広報 等発行事業	461 か所	478 か所	455 か所	422 か所

- 高齢者の街中の移動を支援するためのユーザ搭載型移動端末を開発・改良。赤外線レーザーセンサー、ステレオカメラによる走行環境の理解・障害物の認識により危険回避が可能に。
- 視覚障害者のためのユーザ携帯型移動端末として、大局的情報は AM 電波で局所的情報は赤外線で送信し、ユーザは骨伝導を利用して情報を取得する端末を開発し、ナビゲーション実験を実施。
- 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）を実施。
- 国立身体障害者リハビリテーションセンター及び国立光明寮において、視覚障害者に対する歩行訓練、点字訓練、日常生活訓練等を実施。
- 都道府県及び市町村において、下記の事業をそれぞれ実施。（平成 18 年 10 月から地域生活支援事業として実施。一部の事業については、名称・内容の変更がある。）

① 都道府県事業

（平成 18 年 9 月まで：障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた都道府県・政令都市数）

（平成 18 年 10 月から：都道府県の実施する地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する都道府県数）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
生活訓練事業	60 か所	60 か所	61 か所	(平成 18 年 9 月 まで)
オストメイト 社会適応訓練 事業	(平成 18 年 10 月から)			42 か所

（生活訓練事業は、平成 18 年 10 月からオストメイト社会適応訓練事業、生活訓練等事業及び本人活動支援事業（市町村事業）に変更。）

音声機能障害 者発声訓練・指 導者養成事業	56 か所	56 か所	56 か所	(平成 18 年 9 月 まで)
音声機能障害 者発声訓練事 業	(平成 18 年 10 月から)			36 か所

（音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業は、平成 18 年 10 月から音声機能障

(害者発声訓練事業及び音声機能障害者発声訓練指導者養成事業に変更。)

家族教室等開催事業	49 か所	52 か所	50 か所	(平成 18 年 9 月まで)
奉仕員養成研修事業	60 か所	60 か所	61 か所	46 か所
手話通訳者養成研修事業	58 か所	58 か所	60 か所	45 か所
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	34 か所	36 か所	39 か所	27 か所
手話通訳設置事業	49 か所	48 か所	48 か所	35 か所
コミュニケーション支援事業	平成 18 年 10 月から			11 か所
自動車運転免許取得・改造助成事業	50 か所	49 か所	50 か所	(平成 18 年 9 月まで)

(自動車運転免許取得・改造助成事業は、平成 18 年 10 月から市町村事業に変更。)

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	28 か所	32 か所	32 か所	25 か所
------------------	-------	-------	-------	-------

②市町村事業 (以下の数値は各事業実施市町村数)

(平成 18 年 9 月まで：障害者自立支援・総合推進事業における市町村障害者社会参加促進事業の各事業を実施していた市町村数)

(平成 18 年 10 月から：市町村地域生活支援事業として位置づけられた以下の各事業を実施する市町村数)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
移動支援事業	—	—	—	1,462 か所
生活訓練事業	287 か所	309 か所	309 か所	262 か所
(注：平成 18 年 10 月以降の事業内容は、平成 18 年 9 月から変更がある。)				
奉仕員養成研修事業	474 か所	507 か所	504 か所	417 か所
手話通訳設置事業	324 か所	336 か所	338 か所	(平成 18 年 9 月まで)
手話通訳者派	119 か所	225 か所	252 か所	(平成 18 年 9 月

遣事業			まで)
コミュニケーション支援事業	(平成 18 年 10 月から)		1,112 か所

(手話通訳設置事業及び手話通訳者派遣事業は、平成 18 年 10 月からコミュニケーション支援事業に変更。)

自動車運転免許取得・改造助成事業	(平成 18 年 10 月から)		663 か所
------------------	------------------	--	--------

- 障害者等の安全で円滑な移動を支援する情報通信機器・システムの互換性・相互運用性を確保するため、障害者等が共通に利用でき、かつ、障害者等にとって使いやすい携帯端末を用いた移動支援システムの開発を平成 16 年度に実施。平成 17 年度は、愛・地球博において、被験者による実証・評価実験を実施。平成 18 年度は、東京大学構内で実証・評価実験を実施するとともに、データの互換性・相互運用性確保を図るため、利用者端末等の機能や情報内容、設置場所等の各側面から規格・標準化の可能性の検討を行い、規格原案のたたき台の作成を行った。
- 身体障害者補助犬の育成費用を助成する「身体障害者補助犬育成事業」を実施。(平成 18 年 10 月から都道府県地域生活支援事業として実施。) また、平成 15 年 10 月の身体障害者補助犬法の完全施行に伴い、ホテル、デパート等の不特定かつ多数の者が利用する施設において、原則として身体障害者補助犬の同伴の受け入れが義務化。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
事業数	58 都道府県・指定都市	59 都道府県・指定都市	58 都道府県・指定都市	29 都道府県

- 精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、障害福祉計画に基づき必要な障害福祉サービスを計画的に整備する。
- 3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。(平成 18 年 4 月)
- 精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプ)を実施。(平成 17 年度から「居宅介護事業」)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
精神障害者地域生活支援センター	445 か所	471 か所	500 か所	
※平成 18 年度より新サービス体型に移行。				
精神障害者ホームヘルパー	1,799 人	2,547 人	3,148 人	
精神障害者グループホーム	6,371 人分	7,259 人分	8,493 人分	
精神障害者福祉ホーム	3,092 人分	3,381 人分	3,701 人分	2,498 人分

障害者自立支援  
新サービス体系  
(平成18年度末)  
地域活動支援  
センター  
I型:502か所  
II型:356か所  
III型:518か所

(一部、平成 18 年 10 月より新サービス新体系へ移行)

○ 施設サービス整備状況

(一部、平成 18 年 10 月より新体系サービスへ移行している。)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	5,785 人分	5,912 人分	6,805 人分	5,772 人分
精神障害者通所授産施設	5,271 人	6,651 人分	7,060 人分	6,262 人分

- 指定相談支援事業所等では、地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、相談に応じ、必要な助言・指導を実施。
- 「精神障害者の地域生活の在り方に関する検討会」を開催し、相談体制の構築について検討し、平成 16 年 8 月に報告書を取りまとめ。
- 精神保健福祉センターにおいて、複雑困難な相談事例等について市町村に対し助言を実施。
- 精神保健福祉センターにおいて、市町村職員に対し、研修を実施。
- 障害者社会参加総合推進事業及び市町村障害者社会参加促進事業において、自らが精神障害者である相談担当者が、他の精神障害者からの相談に応じる「ピアカウンセリング事業」を実施。(平成 15 年度～平成 18 年 9 月まで)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
都道府県・指定都市	11 か所	13 か所	13 か所
市町村	20 か所	16 か所	21 か所

- 平成 18 年 10 月から、障害者相談支援事業において、自らが精神障害者である相談担当者が、他の精神障害者からの相談に応じる「ピアカウンセリング事業」を実施。



- 日常の生活に困難を生じている強度行動障害児（者）に適切な指導・訓練を行い、行動障害の軽減を図るため重度障害者支援加算及び強度行動障害特別処遇加算を実施。
- 平成 17 年度は高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、地方自治体及び国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。（平成 17 年度）
- 「高次脳機能障害支援モデル」の成果を普及するとともに全国的な体制を提供できるよう、都道府県地域生活支援事業として、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施。
- 平成 18 年度は前年度に作成した高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的支援プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を普及させ、都道府県ごとの地域支援ネットワークの構築を推進するため、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施。
- 平成 15 年度に難病相談・支援センター事業を創設。また、各関係機関との連携のもと保健所が中心になって、重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を推進。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
難病相談・支援センター	3 か所	19 か所	38 か所	45 か所

- 発達障害者支援センターの指定について定めた発達障害者支援法が平成 16 年 12 月に成立し、平成 17 年 4 月に施行。
- 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
箇所数	19 か所	23 か所	37 か所	52 か所

- 国立秩父学園が中心となって、平成 15 年度より発達障害者支援センター相互間の情報提供、意見交換を行うためのネットワークを構築し、自閉症等に対する支援を充実。
- ライフステージに応じた発達障害者への支援体制づくりを進めるため、都道府県内の各圏域で、教育・雇用を含む複数分野の関係者によるネットワークを構築する「発達障害者支援体制整備事業」を実施。
- 障害の発生を支給原因とする年金（国民年金法に基づく障害基礎年金、厚生年金保険法及び共済各法に基づく障害厚生・共済年金）及び障害の発生を支給原因とする各種手当てについては、毎年物価の変動に合わせて支給額の改定を行っている。
- 平成 16 年 6 月に成立した「国民年金等の一部を改正する法律」により、障害基礎

年金と老齢厚生年金の併給が可能となり、障害を持ちながら働いたことが年金制度において評価される仕組みに改正（平成 18 年 4 月施行）。

・障害基礎年金（受給者数・月額）

1 級	646,343 人（平成 16 年度末現在）	82,758 円（平成 16 年度末現在）
	650,817 人（平成 17 年度末現在）	82,758 円（平成 17 年度末現在）
	670,235 人（平成 18 年度末現在）	82,508 円（平成 18 年度末現在）
2 級	723,807 人（平成 16 年度末現在）	66,208 円（平成 16 年度末現在）
	754,546 人（平成 17 年度末現在）	66,208 円（平成 17 年度末現在）
	803,517 人（平成 18 年度末現在）	66,008 円（平成 18 年度末現在）

・手当の受給者数（給付人員・月額単価）

		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
特別 児童 扶養 手当	1 級	97,194 人	50,900 円	97,032 人	50,900 円	98,401 人	50,750 円
	2 級	69,642 人	33,900 円	71,787 人	33,900 円	75,740 人	33,800 円
障害児福祉 手当		59,889 人	14,430 円	60,728 人	14,430 円	61,993 人	14,380 円
特別障害者 手当		105,928 人	26,520 円	105,647 人	26,520 円	107,311 人	26,440 円
経過的福祉 手当		14,176 人	14,430 円	12,323 人	14,430 円	11,063 人	14,380 円

○ 平成 16 年 12 月に議員立法により「特定障害者に対する特定障害給付金の支給に関する法律」が成立、平成 17 年 4 月より施行。

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害者給付金を支給し、障害者の福祉の向上を図ることが目的。

支給対象は、・平成 3 年度前の国民年金任意加入対象であった学生

・昭和 61 年度前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者であって、任意加入していなかった者のうち、当該任意加入期間内初診日があり、現在、障害基礎年金 1 級、2 級相当の障害に該当する者として認定を受けた者。費用は全額負担。

日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付金を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等について十分留意しつつ、今後検討。

特別障害給付金（月額）	平成 18 年度
1 級	49,850 円
2 級	39,880 円

- 成年後見制度等についてのパンフレットを作成して関係団体等に配布したり、法務省のホームページに当該制度等についての Q&A のコーナーを設ける等により、成年後見制度等について周知。
- 成年後見制度において、平成 17 年 1 月 31 日から全国の法務局・地方法務局の本局において登記事項証明書の交付開始。（平成 16 年度～）
- 都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々の自立を支援するため、地域福祉権利擁護事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手續等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を実施。
- 精神障害者の地域生活への移行の促進については、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において検討し、平成 16 年 8 月に報告書を取りまとめ。
- 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、社会生活技術訓練プロジェクトを策定し、社会参加推進を目的とした訓練を行い、修了後の事後調査（訪問・電話調査等）と生活面の助言指導を実施。（平成 16 年度まで）
- 「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」において、地域生活支援の充実を図るための方策を検討。（平成 16 年度まで）
- 精神疾患及び精神に障害のある人に対する正しい理解の促進を図るため、「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」を開催。平成 16 年 3 月には国民各層が精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針である「こころのバリアフリー宣言」を策定。
- 精神障害者の地域生活への移行の促進については、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において検討し、平成 16 年 8 月に報告書を取りまとめ。
- 職場適応援助者（ジョブコーチ）事業については、高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターにおいて社会福祉法人等 242 の協力機関と連携して事業を実施（平成 17 年 9 月末まで）。支援ニーズの増大に対応するため、平成 17 年の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、新たに職場適応援助者助成金制度を創設し、ノウハウを有する社会福祉法人や障害者を雇用する事業主等が自らジョブコーチを配置して支援を行う場合に助成金を支給（平成 17 年 10 月～）。また、ジョブコーチの養成を進めるため、高齢・障害者雇用支援機構における研修に加えノウハウを有する民間機関による研修を指定（平成 19 年 3 月末で 2 機関が実施）
- 障害者の企業等への就職の促進を図るため、「施設外授産の活用による就職促進事業」を実施（平成 17 年度まで）。
- 3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自

- 立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行（平成18年4月）。
- 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行（平成18年4月）。
  - 身体障害者授産施設及び知的障害者授産施設の分場方式（通所）を導入。（平成17年度まで。ただし、障害者自立支援法の経過措置により施設の存続する平成23年まで継続）
  - 授産施設（通所）の相互利用の実施（身体障害者、知的障害者及び精神障害者）。（平成17年度まで。ただし、障害者自立支援法の経過措置により施設の存続する平成23年まで継続）
  - 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）
  - 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）
  - 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）を実施（平成17年度まで）。
  - 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）
  - 日常の生活に困難を生じている強度行動障害児（者）に適切な指導・訓練を行い、行動障害の軽減を図るため強度行動障害特別処遇加算（支援）費を実施。
  - 高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、地方自治体及び国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。（平成17年度）
  - 「高次脳機能障害支援モデル事業」の成果を普及するとともに全国的な体制を提供できるよう、都道府県地域生活支援事業のひとつとして、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施。
  - 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行（平成18年4月）。
  - 各スポーツ団体が実施するスポーツ指導者養成事業の認定（平成17年度まで）。
  - 文部科学省において告示を定め、博物館において障害者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めることを促しており、各博物館や美術館に

においてはそれぞれエレベーターやトイレ、駐車場、スロープ・段差解消機等の整備、車椅子の配備などを実施。

また、「誰にでも優しい博物館づくり事業」を実施し、博物館が年齢や障害の有無に関わらず、すべての人にとって利用しやすい施設となるよう、先進事例やチェックリスト等をまとめた調査研究報告書を作成し普及啓発を実施。（平成18年度まで）

- 都道府県等が実施するスポーツ指導員養成事業に対し、「地域生活支援事業」において予算補助を実施。
- （財）日本障害者スポーツ協会が行う障害者スポーツ指導員養成事業に対し、「障害者スポーツ支援基金」より助成。
- 障害者スポーツ指導員の認定

	平成15年12月 現在	平成16年12月 現在	平成17年12月 現在	平成18年12月 現在
人数	20,085人	20,589人	22,054人	22,838人

- バリアフリーのまちづくり活動事業によって、障害者の利用しやすい施設・設備の整備を促進（平成18年3月まで）。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
箇所数	20か所	9か所	9か所

- 文化庁が支援する団体が主催する公演において、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。
  - ① 独立行政法人日本芸術文化振興会
    - ・ 障害者割引の導入など、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。
    - ・ 劇場内で盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。
  - ② 独立行政法人国立文化財機構
    - ・ 平常展・特別展における障害者及び介護者1名の入場料無料。
    - ・ 展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。
    - ・ 点字による案内パンフレットを作成配布した。（東京国立博物館）
  - ③ 独立行政法人国立美術館
    - ・ 常設展・企画展における障害者及び介護者の入場料無料。
    - ・ 展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。
    - ・ ホームページに視覚障害者向け音声案内機能整備。（国立西洋美術館）
    - ・ 講堂に磁気ループ（誘導コイル）システムを設置し、対応補助器の使用が可能。（国立新美術館）
- 民間団体等が行う各種障害者スポーツ関連行事を後援。
- 高校生の文化の祭典である「全国高等学校総合文化祭」において、総合開会式で手話を導入するなど、障害のある高校生にも広く参加できる環境を整備。

- 第6回全国障害者スポーツ大会を開催。（平成18年10月14日～16日・兵庫県）
- 平成18年度に開催された競技会（「ジャパンパラリンピック」など）等に対し、「障害者スポーツ支援基金」より助成。
- 障害者の自立と社会参加意欲の高揚を図るとともに、障害者への理解を促進するため、開催を希望する都道府県のうちから厚生労働大臣が決定する都道府県において、障害者芸術・文化祭を開催。（第6回：平成18年12月8日～10日・沖縄県）
- 厚生労働省と「障害者スポーツ施策連携協議会」を開催。
- （財）日本障害者スポーツ協会等と共催で生涯スポーツコンベンションを開催。
- 第6回全国障害者スポーツ大会（兵庫県）にて、精神障害者競技としてバレーボール（オープン競技）を実施。
- TAIS（福祉用具を身体状況に合わせて適正に選択するために、用具の仕様、構造、性能等の情報を全国の製造事業者や輸入事業者から情報収集・データベース化し、多様な媒体を通じて情報発信するシステム）を構築。
- 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、福祉機器専門職員研修会を実施。
- 科学技術振興機構の独創的シーズ展開事業委託開発により、医療福祉機器の研究開発を実施。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
事業数	5課題	4課題	3課題	1課題

- （財）テクノエイド協会において、福祉機器に関して標準化等の研究を実施し、開発・普及を促進。
- 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、障害者が必要とするコミュニケーション機器、自立移動機器、移動介護機器及び義肢装具の研究・開発を実施。
- 優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化を行う民間企業に対し、NEDOを通じて広く公募を行い、研究開発費の補助を実施。制度発足以来平成18年度末までに157件のテーマを採択。
- 「高齢者・障害者への配慮に係る標準化の進め方について（提言書）」にそって、研究開発を進めるに当たり、標準化すべき事項の洗い出しを並行して実施。（平成15年度まで）
- JIS Z8071（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針）として、平成15年6月に制定。（平成15年度まで）
- 平成16年5月に「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を統合し、福祉サービスに共通の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」を作成。平成16年度末には「第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判定基準に関するガイドライン」（障害者・児版）等を作成。

- 事業者段階における苦情解決体制の整備については、全国主管課長会議等において各都道府県に対し、指導・助言の徹底を依頼。また、事業者段階で設置している第三者委員を対象とした専門研修会や、都道府県社会福祉協議会に設置している運営適正化委員会の事務局員を対象とした全国会議を開催し、より効果的で適切な苦情解決を促進。

○ 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士養成学校の指定

	平成 15 年度	平成 16 年度
社会福祉士(大学)	159 校、入学定員 23,199 名	172 校、入学定員 24,412 名
〃 (短大)	15 校、入学定員 1,852 名	15 校、入学定員 1,852 名
精神保健福祉士 (大学) 〃	95 校、入学定員 12,708 名	114 校、入学定員 15,008 名
(短大)	2 校、入学定員 170 名	2 校、入学定員 170 名
介護福祉士(大学)	30 校、入学定員 1,290 名	33 校、入学定員 1,440 名
〃 (短大)	108 校、入学定員 5,856 名	112 校、入学定員 5,986 名
	平成 17 年度	平成 18 年度
社会福祉士(大学)	182 校、入学定員 26,382 名	193 校、入学定員 37,291 名
〃 (短大)	18 校、入学定員 2,102 名	15 校、入学定員 1,932 名
精神保健福祉士(大学)	126 校、入学定員 17,506 名	117 校、入学定員 15,792 名
(短大)	2 校、入学定員 170 名	一校、入学定員 一名
介護福祉士(大学)	45 校、入学定員 1,935 名	48 校、入学定員 2,035 名
〃 (短大)	114 校、入学定員 6,076 名	96 校、入学定員 5,861 名

○ 社会福祉士等の資格登録

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
社会福祉士	48,736 人	59,292 人	71,326 人	83,425 人
精神保健福祉士	18,321 人	21,911 人	25,950 人	30,326 人
介護福祉士	368,716 人	427,573 人	486,297 人	564,806 人

○ 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士養成学校の指定状況

	平成 15 年度	平成 16 年度
理学療法士(大学)	31 校、入学定員 1,067 名	36 校、入学定員 1,258 名
〃 (短大)	6 校、入学定員 160 名	4 校、入学定員 120 名
作業療法士(大学)	29 校、入学定員 987 名	34 校、入学定員 1,148 名
〃 (短大)	3 校、入学定員 80 名	1 校、入学定員 40 名
視能訓練士(大学)	4 校、入学定員 130 名	6 校、入学定員 270 名
〃 (短大)	一校	一校
言語聴覚士(大学)	8 校、入学定員 370 名	10 校、入学定員 430 名

〃 (短大専攻科)	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名
	平成17年度	平成18年度
理学療法士(大学)	42校、入学定員 1,628名	55校、入学定員 2,386名
〃 (短大)	2校、入学定員 40名	2校、入学定員 70名
作業療法士(大学)	39校、入学定員 1,348名	44校、入学定員 1,596名
〃 (短大)	1校、入学定員 1名	1校、入学定員 40名
視能訓練士(大学)	6校、入学定員 270名	6校、入学定員 278名
〃 (短大)	1校、入学定員 1名	1校、入学定員 1名
言語聴覚士(大学)	10校、入学定員 430名	13校、入学定員 538名
〃 (短大専攻科)	1校、入学定員 10名	2校、入学定員 50名

- 理学療法科教育の改善充実を図るため、盲学校理学療法科担当教員講習会を実施。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
参加者数	23人	10人	9人

- 教育職員免許法上の「特殊教科の免許状」として、「盲学校特殊教科（理学療法）教諭の免許状」を創設。（平成16年度～）

- 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおける養成状況

入学定員	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
言語聴覚士	30人	30人	30人	30人
義肢装具士	10人	10人	10人	10人
視覚障害者生活訓練専門職員	20人	20人	20人	20人
手話通訳士	30人	30人	30人	30人
リハビリテーション体育専門職員	20人	20人	20人	20人

- 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、高次脳機能障害支援普及事業を実施し、関係者に対する研修を実施している他、当センターが作成した診断基準等の普及を実施。

### (3) 生活環境

- 公営住宅についてはバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
新規公営住宅	約2万1千戸	約2万1千戸	約1万9千戸	約1万8千戸

(実績見込み)

- 公社住宅については平成7年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
--	--------	--------	--------	--------



新規公社賃貸住宅	約 2 千戸	約 2 千戸	約 2 千戸	約 2 千戸
----------	--------	--------	--------	--------

(実績見込み)

- 都市機構賃貸住宅（平成 16 年 6 月までは公団賃貸住宅）については平成 3 年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
新規都市機構賃貸住宅	約 1 万 3 千戸	約 7 千戸	約 6 千戸	約 7 千戸

- 住宅のバリアフリー化の割合は、5 年に 1 度の調査により把握。

	平成 15 年度
全住宅ストックにおけるバリアフリー化の割合	3.4%

- ハートビル法及び交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を平成 18 年 6 月に成立。平成 18 年 12 月より施行。

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を平成 18 年 12 月に施行し、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（映画館、百貨店、老人福祉センター等）で 2,000 m<sup>2</sup>（公衆便所は 50 m<sup>2</sup>）以上のものを新設等する際にバリアフリー対応を義務化。

また、平成 19 年度に、これに関する設計者等向けのガイドラインを作成し、都道府県、建築関係団体に配布するとともに、関係団体と連携し、建築士等を対象とした講習会を開催予定。

- 平成 14 年 7 月に改正した「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を平成 15 年 4 月に施行し、不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、身体障害者等が利用する建築物（映画館、百貨店、老人福祉センター等）で 2,000 m<sup>2</sup>以上のものについてバリアフリー対応を義務化。

設計者等向けのガイドラインを作成し、都道府県、建築関係団体に配布するとともに建築士等を対象とした講習会を開催。

- 平成 16 年 6 月、障害者施策推進課長会議の下に「公共サービス適切対応推進チーム」を設置し、障害者団体からの意見聴取や国の窓口現場の調査などを行い「公共サービス窓口における配慮マニュアル」の作成を推進。

- 施設改修の実施

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
改修が必要となる施設	67 施設		25 施設
改修した施設	37 施設	5 施設	5 施設

- 窓口業務を行う法務局庁舎（登記特別会計）について、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」及び国土交通省大臣官

房官庁営繕部制定の「官庁施設の基本的性能基準」により、窓口が2階以上においてエレベーターが未設置の場合はエレベーターを新設、身体障害者用便所・スロープ等不備な場合は改修によりバリアフリー化を図ることとしている。

- 外務省庁舎において、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化（身体障害者用便所、スロープの設置、エレベーター内ボタンの点字表記及び鏡の設置等）を推進。
- 文部科学省においては、入居予定の新庁舎（中央合同庁舎第7号館（平成19年9月完成予定））の整備が進められており、この新庁舎においては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨に添った高度なバリアフリー化が進められている。
- 窓口業務を行う農林水産省所管の庁舎等について、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を推進。
- 窓口業務を行う国土交通省所管の官庁施設等について、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を推進。

	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
累計施設数	933施設	970施設	997施設	1,058施設

- 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案」を平成18年2月に第164国会に提出。（平成18年6月成立。平成18年12月より施行。）
- 公共交通機関におけるバリアフリー化の状況
  - ・ 1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設のうち段差の解消がなされている旅客施設

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度末
鉄軌道駅	43.9%	48.7%	56.3%	62.8%
バスターミナル	71.4%	73.2%	75.0%	76.2%
旅客船ターミナル	75.0%	77.8%	71.4%	88.9%
航空旅客ターミナル	5.0%	31.8%	43.5%	65.2%

- ・ 車両等

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
鉄軌道車両	23.7%	27.9%	32.1%	(41.8%) 20.0% ※

※下段数字は、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準（基準強化後）

による減。

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度末
バス 車両	低床バス	18.0%	22.6%	27.8%	33.1%
	ノンステ ップバス	9.3%	12.0%	14.8%	17.7%
旅客船		4.4%	7.0%	8.0%	11.5%
航空機		32.1%	40.7%	47.0%	54.4%

- 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、基本構想の策定促進を行っているほか、各種補助、税制、融資等各種支援制度を有効に活用することで、公共交通機関のバリアフリー化を推進。
- 平成 15 年 3 月、「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様」を策定、平成 16 年 1 月には標準仕様ノンステップバスの認定制度を創設。
- 平成 15 年度以降に新設されたサービスエリア、パーキングエリア及び道の駅において、身体障害者用便所及び身体障害者用駐車スペースを設置

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度末
サービスエ リア	100% (新設数 1)	100% (新設数 1)	100% (新設数 1)	100% (新設数 0)
パーキング エリア	100% (新設数 4)	100% (新設数 4)	100% (新設数 4)	100% (新設数 0)
道の駅	97.6% (新設数 42)	100% (新設数 43)	100% (新設数 45)	100% (新設数 28)

- 東京都小金井市（住宅地代表）及び京都東山（観光地代表）の 2 次元バリア・バリアフリーマップを完成し、それぞれ平成 15 年 5 月と 12 月にインターネット上で公開。京都東山は景観 CG を用いた 3 次元 GIS 試用版を完成し、車いすの方々などによる目的地までのナビゲーション実験を平成 15 年 1 月と 3 月に実施。携帯電話により 2 次元バリアフリーマップと任意の地域の 3 次元景観データが利用できるシステムを開発。17 年度には 3 次元 GIS を用いた東京駅周辺（大規模地下街＋地上）のバリアフリーマップを完成した。
- 平成 14 年 12 月に策定された「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に基づき歩行空間のバリアフリー化を推進。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度 末

1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化の割合	25%	31%	39%	44%
--	-----	-----	-----	-----

- 防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、道路の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。
- ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域への生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用施設整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金を交付。
- 介護輸送に係る法的取扱いについて、「介護輸送に係る法的取扱い方針について」において、一定の方向性を提示。
- 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）を実施。（平成17年度まで）
- リフト付き乗用車を運行する「重度身体障害者移動支援事業」や、「リフト付き福祉バス運行事業」を実施。（平成18年9月まで）

同事業は平成18年10月から移動支援事業（車両移送型）として実施。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
重度身体障害者移動支援事業	257市町村	274市町村	244市町村 (平成18年9月まで)	
リフト付き福祉バス運行事業	97市町村	44市町村	37市町村 (平成18年9月まで)	
移動支援事業（車両移送型）	—	—	—	243市町村

- 平成15年度にNPO等による有償のボランティア輸送が可能となるよう制度改正。
- 福祉タクシーの導入状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度末
台数	4,574台	6,614台 (7,255台)	8,504台 (9,699台)	9,651台

※（ ）内の台数は、介護福祉士等が自動車に乗務する条件付のセダン型等の一般車両ならびに特定旅客自動車 運送事業に基づく車両を含んだ台数。

○ 障害者等の安全で円滑な移動を支援する情報通信機器・システムの互換性・相互運用性を確保するため、障害者等が共通に利用でき、かつ、障害者等にとって使いやすい携帯端末を用いた移動支援システムの開発を平成 16 年度に実施。平成 17 年度は、愛・地球博において、被験者による実証・評価実験を実施。平成 18 年度は、東京大学構内で実証・評価実験を実施するとともに、データの互換性・相互運用性確保を図るため、利用者端末等の機能や情報内容、設置場所等の各側面から規格・標準化の可能性の検討を行い、規格原案のたたき台の作成を行った。

○ 交通エコロジー・モビリティ財団のホームページにて、車椅子での利用のしやすさ、トイレ情報等を提供するとともに、駅毎の福祉輸送サービス情報、ハンドル形電動車椅子が利用可能な駅の情報も加えた「らくらくおでかけネット」を公開。

交通バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、擬似体験が出来る交通バリアフリー教室を開催。

○ ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する地方単独事業について、少子・高齢化対策事業により財政措置を実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度末
事業数	216 事業	211 事業	164 事業	158 事業

○ 「ユニバーサルデザイン」という考え方を踏まえつつバリアフリーに配慮した森林歩道等の施設整備を推進。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度末
整備箇所数累計	136 か所	146 か所	154 か所	158 か所

○ 海岸のバリアフリー化のため、堤防へのスロープの設置等を実施。

○ 高齢者、障害者等すべての人が日常的な健康づくりや余暇活動を行う場となる身近な都市公園の整備を推進するとともに、園路の段差の解消や、誰でも使いやすいトイレの整備など、ユニバーサルデザインによる都市公園づくりを推進。

○ 直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を実施。

○ 自然公園等の整備に当たり、ビジターセンター、園路、トイレ等のバリアフリー化に配慮した整備を推進。

○ 航空機の騒音対策のため緑地帯などの緩衝地帯として整備・管理してきた周辺財産について、積極的な利活用を促進するため、付帯施設を整備（地方公共団体からの要望によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）

○ 防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、公園などの整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成

○ ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域

の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用施設整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金の交付

- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路その他整備が必要であると認められる道路において、バリアフリー対応型信号機を整備。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度末
整備数	23,076 基	24,959 基	26,759 基	28,523 基

- 平成 15 年 7 月、死傷事故発生割合の高い地区 796 箇所を「あんしん歩行エリア」として指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施。
- 平成 17 年 11 月、あんしん歩行エリア以外の生活道路においても「生活道路事故抑止対策マニュアル」を活用するなどして事故抑止対策を推進。
- 歩車分離式信号及び PICS を整備。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度末
歩車分離式信号	2,870 基	3,472 基	3,867 基	4,281 基
P I C S	461 基	499 基	541 基	562 基

- 山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山事業を計画的に実施。
- 自力避難が困難な災害時要援護者が 24 時間入居している施設のうち、特に土砂災害の恐れの高い箇所について、平成 15 年度より短期集中事業として重点的に整備を進めており、概ね 5 年で 240 施設について整備する予定。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度末
施設数	約 80 施設	約 100 施設	約 120 施設	約 190 施設

- 全国火災予防運動(3/1～3/7 及び 11/9～11/15 に実施)において、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等との連携・協力を図り、高齢者や障害者等が居住する住宅の把握及び訪問診断の実施を行うとともにパンフレットやホームページ等を利用した防火安全対策を推進。
- 消防法が改正され住宅用火災警報器等の設置・維持が義務づけられることになったことから、障害のある人や高齢者等を中心とした住宅用火災警報器等の設置促進などの住宅防災対策を推進。（平成 16 年度～）
- 平成 15 年 6 月の消防法改正により、消防用設備等に係る技術基準に性能規定を導入し、従来の技術基準に基づき設置されていたものに加え、新技術の活用等に柔軟に対応できる体制を構築。
- 聴覚障害者に適した音以外の有効な警報を発する住宅用火災警報器等の技術開発の検討を実施。（平成 17 年度～平成 18 年度）
- 高齢者等の災害時要援護者の避難支援に関し、「災害時要援護者の避難支援ガイ

「ライン」（平成 18 年 3 月）の手引きとなる「災害時要援護者対策の進め方について」を策定し（平成 19 年 3 月）、市町村を中心とした取組の促進に努めている。

○ 自主防災組織

	14年4月1日 現在	15年4月1日 現在	16年4月1日 現在	17年4月1日 現在	18年4月1日 現在
組織率	59.7%	61.3%	62.5%	64.5%	66.9%

- 地域で障害者等の災害時要援護者対策を考慮している事例あり。例えば荒川区では「おんぶ作戦」と称して、健康な人がいざ災害時に、障害者等を協力して救出する体制づくりを強化している。
- 平成 18 年 4 月には、中央防災会議で、首都直下地震の地震防災戦略及び応急対策活動要領並びに東南海・南海地震の応急対策活動要領が決定された。
- 平成 17 年 9 月と 18 年 2 月には、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のマスタープランとなる「首都直下地震対策大綱」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」がそれぞれ中央防災会議で決定。
- 「日常生活用具給付等事業」において、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、自立生活支援用具（参考例：火災報知器、自動消火器）を給付。
- 障害者（児）施設では、施設の設備基準に基づき、消火設備等の非常災害に際して必要な設備を設置。
- 都道府県地域防災計画の事前協議等を通じて、障害者等に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導等の支援について位置づけるよう助言。
- 地域で行う防災訓練において、障害者等の災害時要援護者対策を考慮している事例あり。春日学区自主防災会（京都市）では、障害者世帯の名簿や世帯をプロットした福祉防災地図を作成したり、防災訓練を実施。
- 障害者施設は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならないと施設基準に規定。
- 障害者（児）施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならないと施設基準に規定。また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならないと施設基準に規定。
- FAX による緊急通報の受理（FAX110 番）や、E メールによる緊急通報の受理（メール 110 番）を都道府県警察において導入。

	平成 16 年 2 月 現在	平成 17 年 2 月 現在	平成 18 年 2 月 現在	平成 19 年 2 月 現在
F A X 110 番	全都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県
メール 110 番	38 都道府県	46 都道府県	全都道府県	全都道府県

- 災害に強い安心安全なまちづくりを推進するため、「防災基盤整備事業」等により、地方公共団体による整備を支援し、障害者に係る火災予防体制を強化。

- 防災情報を住民へ一斉伝達するシステムの仕様概要について、平成 16 年 2 月、「防災情報多重同報システム」に関する調査検討報告書として取りまとめ。
- 平成 15 年 7 月、中央防災会議「防災情報の共有化に関する専門調査会」において、住民等の間、住民等と行政の間の情報共有化の観点から報告。
- 「日常生活用具給付等事業」において、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、情報・意思疎通支援用具（参考例：聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置）を給付。
- FAX による緊急通報の受理（FAX110 番）や、E メールによる緊急通報の受理（メール 110 番）を都道府県警察において導入。

	平成 16 年 2 月 現在	平成 17 年 2 月 現在	平成 18 年 2 月 現在	平成 19 年 2 月 現在
F A X 110 番	全都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県
メール 110 番	38 都道府県	46 都道府県	全都道府県	全都道府県

- 手話ができる警察官等を配置した「手話交番」を開設するなどし、聴覚障害者からの各種届出、相談等に適切に対応。
- 警察署等に設置されている FAX と障害者団体、障害のある人の自宅等の FAX を利用して情報提供を行う「FAX ネットワーク」を全都道府県警察で構築しているほか、電子メールやウェブサイト、地方公共団体の広報誌等の各種媒体を活用し、多様な手段による情報提供に努めている。
- 平成 16 年 3 月、住宅等に対する侵入犯罪対策として大きな効果が期待できる建物部品 15 種類約 2,300 品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表。平成 19 年 3 月末現在、17 種類 3,547 品目を掲載。

#### (4) 教育・育成

- 平成 15 年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。（平成 15 年度まで）
- 全国の盲・聾・養護学校において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成 17 年 3 月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会・盲・聾・養護学校等に配布。（平成 16 年度）
- 平成 15 年度から実施されている「特別支援教育体制推進事業」を通じて「個別の教育支援計画の策定」を促進。
- 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成 13 年度～平成 15 年度）



- 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン」を平成19年度を目途に策定予定。
- 平成17年度から、障害のある子どもに対して、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制を整備するため、「特別支援教育体制推進事業」の事業対象を幼稚園及び高等学校にも拡大。
- 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施（平成18年9月まで）。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
箇所数	536か所	578か所	656か所

- 平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。
- 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所

- 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる、小児科医や精神科医の要請方法等を検討するため、「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、平成19年3月に報告書を取りまとめたところ。
- ライフステージに応じた発達障害者への支援体制づくりを進めるため、都道府県内の各圏域で、教育・雇用を含む複数分野の関係者によるネットワークを構築する「発達障害者支援体制整備事業」を実施。
- 思春期児童の心のケアの専門家の養成のため、思春期精神保健対策研修事業を平成13年度から継続して実施。
- 平成13年度から平成15年度まで実施した「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」についての報告書・事例集を取りまとめた（平成16年度）。
- 精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務を行うとともに、正しい知識の普及啓発を行っている。
- 中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」における提言等を踏まえ、平成18年6月に学校教育法の一部を改正する法律が成立した（平成19年4月1日より施行）。

この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能（センタ

一的機能)を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学における単位の取得状況に応じ、教授可能な教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。

- 平成 16 年 1 月、各教育委員会や学校において支援体制を整備する際に活用されることを目的として、「小・中学校における LD・ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を作成し、全ての教育委員会・小・中学校等に配付。
- 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児(者)地域療育等支援事業を実施(平成 18 年 9 月まで)。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
箇所数	536 か所	578 か所	656 か所

- 平成 18 年 10 月から在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。
- 障害児居宅介護等事業(平成 18 年度より「居宅介護事業」)、障害児通園(デイサービス)事業及び障害児短期入所事業の実施。
- 障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉等の関係機関の連携による支援体制の構築や学校外部の専門家を活用した巡回相談等の実施などを行う「特別支援教育体制推進事業」を 47 都道府県で実施。
- 「盲・聾・養護学校の専門性向上推進モデル事業」において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等の外部の専門家を活用した指導体制の構築等についての実践研究を 10 都府県に委嘱して実施。(平成 15 年度まで)
- 独立行政法人国立特殊教育総合研究所において、我が国唯一のナショナルセンターとして、LD、ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒に対する指導法等について、「LD、ADHD、高機能自閉症児担当指導者養成研修」「特別支援教育コーディネーター指導者養成研修」等の専門的な研修を実施。
- 盲・聾・養護学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化・多様化等に対応した適切な教育を行うために、盲・聾・養護学校教員の専門性を向上させるため、盲・聾・養護学校教員専門性向上事業を実施。(平成 18 年度～)
- 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児(者)地域療育等支援事業を実施。(平成 18 年 9 月まで)
- 平成 18 年 10 月から在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害

児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。

- 障害児居宅介護等事業（平成 18 年度より「居宅介護事業」）、障害児通園（デイサービス）事業及び障害児短期入所事業の実施。
- 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施。（平成 18 年 9 月まで）
- 平成 18 年 10 月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。
- 免許法認定講習や校内研修プログラムの開発、多様な人材を活用した専門性の高い指導体制の構築等についての実践研究を 14 都府県に委嘱。（平成 15 年度まで）
- 盲・聾・養護学校における特殊教育教諭免許状保有状況調査を実施し、教員の専門性の向上に努めている。
- 教育職員免許法上の「特殊教育の免許状」として、「盲学校特殊教科（理学療法）教諭の免許状」を創設。（平成 16 年度～）
- 独立行政法人国立特殊教育総合研究所において、プロジェクト研究として、以下を実施。
  - ・「盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際的な研究－自立活動を中心に－」（平成 12 年度～平成 15 年度）
  - ・「21 世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究」（平成 13 年度～平成 15 年度）
  - ・「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」（平成 13 年度～平成 15 年度）
  - ・「マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究開発」（平成 13 年度～平成 15 年度）
  - ・「弱視児の視覚特性を踏まえた拡大教材に関する調査研究－弱視用拡大教材作成に関する開発及び支援について－」（平成 14 年度～平成 15 年度）
  - ・「養護学校等における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究－知的障害養護学校における教育課程、指導法、環境整備を中心に－」（平成 15 年度～平成 17 年度）
  - ・「小中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導に関する研究」（平成 15 年度～平成 17 年度）
  - ・「特別支援教育コーディネーターに関する実践的研究」（平成 15 年度～平成 17 年度）
  - ・障害のある児童生徒等の教育の総合的情報提供体制の構築と活用に関する実際的な

- 研究（平成 16 年度）
- ・「小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究」（平成 16 年度～平成 18 年度）
  - ・「『個別の教育支援計画』の策定に関する実際的研究」（平成 16 年度～平成 17 年度）
  - ・「拡大教科書作成システムの開発とその教育効果の実践的研究」（平成 16 年度～平成 18 年度）
  - ・小・中学校における障害のある子どもへの「教育支援体制に関する在り方」及び「交流及び共同学習」の推進に関する実際研究（平成 16 年度～平成 19 年度）
  - ・交流及び共同学習に関する実際研究（平成 17 年度～平成 19 年度）
  - ・特別支援学校における自閉症の特性に応じた指導パッケージの開発研究（平成 18 年度～平成 19 年度）
  - ・小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究（平成 18 年度～平成 19 年度）
  - ・発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究（平成 18 年度～平成 19 年度）
  - ・特別支援教育における教育課程の編成・実施の推進に向けた実際研究（平成 18 年度）
- 独立行政法人国立特殊教育総合研究所における研究成果に係る情報提供については、総合的な情報提供体制の整備に努め、下記のとおり情報提供を推進。
- ・平成 16 年 3 月、独立行政法人国立特殊教育総合研究所の Web サイトにポータルサイトを設置し、インターネットを活用し障害のある子どもの教育に関する情報を積極的に配信するとともに、研修事業の講義配信等を開始。
  - ・研究成果に基づくガイドブック・手引書、研究紀要、研究成果報告書等を作成し、関係諸機関への配布や、Web サイト上での公開を行うとともに、特殊教育に関する図書資料の収集・整備、データベースの整備を推進。
    - （「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」、「発達障害のある学生支援ガイドブック」、「自閉症教育 実践ガイドブック」、「自閉症教育実践ケースブック」等を作成。（平成 17 年度まで）
  - ・国立特殊教育総合研究所セミナーを 2 回開催し、研究成果の効果的な普及を実施したほか、都道府県等が行う研修等へ研究所員を講師として派遣。
- 高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を 5 都県に委嘱。（平成 15 年度まで）
- 在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者

等の家庭における療育技術の習得を図る重症心身障害児（者）通園事業を実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
箇所数	204 か所	229 か所	245 か所	263 か所

- 我が国の生涯学習の中核的機関である放送大学において、社会人等の障害者を受け入れ。

	平成 15 年度 第 1 学期	平成 16 年度 第 1 学期	平成 17 年度 第 1 学期	平成 18 年度 第 1 学期
学部生	502 人（全学生の 0.58%）	435 人（全学生の 0.50%）	445 人（全学生の 0.51%）	449 人（全学生の 0.53%）
大学院生	25 人（全学生の 0.20%）	32 人（全学生の 0.41%）	30 人（全学生の 0.40%）	49 人（全学生の 0.69%）

- 障害者に対する配慮として、放送大学において、
- ・ 学生の学習支援施設である学習センターのバリアフリー化（エレベータやスロープの付設、障害者用トイレの付設など）
  - ・ 字幕番組の制作、放送
  - ・ 単位認定試験の受験に際し、試験時間の延長や、音声、点字による出題
  - ・ 大学院（修士全科生）の入学者選考の際に障害の程度に応じて、試験時間の延長などの特別措置を実施
  - ・ 保健体育科目として、身体障害者に対する体育実技授業科目を開設
  - ・ 視覚障害者に対する就学環境の整備を図るため、印刷教材を音声出力や点字表示するためのテキストデータを提供
- などを実施。
- 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行（平成 15 年 4 月）に伴い、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象となったことを踏まえ、学校施設におけるバリアフリー化の推進について各都道府県教育委員会等に対して周知。
- 「学校施設バリアフリー化推進指針」を平成 16 年 3 月に策定し、バリアフリー化の一層の推進を図るよう各都道府県教育委員会等に対して周知。
- 具体的な計画・設計手法等に関する事例を紹介した「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」を平成 17 年 3 月に作成し、バリアフリー化の一層の推進を図るよう各都道府県教育委員会等に対して周知。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行（平成 18 年 12 月）に伴い、盲・聾・養護学校の既存建物が基準適合努力義務の対象となったことを踏まえ、学校施設におけるバリアフリー化の推進について各都道府県教育委員会等に対して周知。
- 学校施設のバリアフリー化に係る取組みについて、スロープ、障害者用トイレ、

エレベータ等の整備について国庫補助の対象とするなど、設置者のバリアフリー化の推進を支援。

- バリアフリーのまちづくり活動事業によって、障害者の利用しやすい施設・整備の促進（平成 18 年 3 月まで）。
- 盲・聾・養護学校又は小・中学校の特殊学級等において障害に適応した教育を実施する上で必要とする設備を整備するために要する経費の一部を補助。平成 17 年度より一般財源化により地方において整備。

	平成 15 年度	平成 16 年度
都道府県・市町村数	339 か所	265 か所

#### （5）雇用・就業

- 平成 18 年 6 月 1 日現在における雇用率未達成の企業（38,048 企業）に対し、個別指導、雇用率達成セミナー等により指導を実施。
- 実雇用率が著しく低く、かつ、障害者雇用率を達成するために雇入れなければならない障害者数が一定以上の企業に対し、雇入れ計画作成命令 951 件、適正実施勧告 124 件、特別指導 25 件、企業名の公表 2 件を実施。
- 雇用率達成に向け、平成 18 年 4 月に厚生労働大臣が閣僚懇談会において、障害者雇用の一層の促進について各大臣に要請するとともに公的機関、経済団体及び業種別団体に対し、厚生労働大臣名で要請。
- 各種助成金について、より効果的な活用が図られるよう見直しを実施。（平成 17 年 10 月）
- 精神障害者の雇用の促進等に関する研究会報告書（平成 16 年 5 月）及び労働政策審議会意見書（平成 16 年 12 月）を踏まえ、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者を各事業主の雇用率の算定対象とすることなどを内容とする改正障害者雇用促進法が施行。（平成 18 年 4 月）
- 休職中の精神障害者の円滑な職場復帰に向けた効果的な支援技法を開発するため、高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて、リワークプログラムを開発（平成 15 年度まで）。これを踏まえ、6つの地域障害者職業センター（北海道・東京・愛知・大阪・広島・福岡）において、精神障害者職場復帰支援事業（リワーク事業）を導入し、うつ病等により休職中の精神障害者に対する職場復帰支援を開始した（平成 16 年 4 月～）。さらに、精神障害者及び事業主に対する支援を強化するため、全国の地域障害者職業センターにおいて、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置し、主治医等との連携の下、新規雇い入れ、職場復帰、雇用継続にかかる様々な支援ニーズに対する総合的な支援を開始（平成 17 年 10 月～）。
- 平成 16 年 4 月 1 日に、除外率の各業種一律 10%ポイント引き下げを実施。
- 「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「公務

部門における障害者雇用推進チーム」を設置し、働くことを通じて障害のある人が積極的に社会参加できるよう、国が率先して障害者雇用の機会を作り出す方策について総合的に検討し、「公務部門における障害者雇用ハンドブック」の作成を推進。

- 平成 16 年 4 月 1 日に、除外職員の範囲を一部の例外に限るとともに、除外職員ではなくなる職種の職員がいる機関について、当該職員が職員総数に占める割合を基に、雇用義務の軽減割合を約 10%ポイント引き下げた除外率を設定すること等を内容とする制度見直しを実施（平成 16 年 4 月 1 日）。
- 9 月の「障害者雇用支援月間」（高齢・障害者雇用支援機構主催、厚生労働省後援）を中心とし、優良事業所等の表彰、各種セミナーの開催、好事例募集、月間ポスターの原画募集、障害者ワークフェアの開催等を通じ企業に対する啓発活動を実施。平成 18 年度の優良事業所等として、障害者雇用優良事業所 20 社、優秀勤労障害者 31 人、障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した個人 3 人に厚生労働大臣表彰を、障害者雇用優良事業所 21 社、優秀勤労障害者 16 人に高齢・障害者雇用支援機構理事長表彰を実施。
- 高齢・障害者雇用支援機構と香川県との共催により、同県高松市において 32 競技種目に 313 人の参加選手を得て全国障害者技能競技大会（アビリンピック）を開催（来場者 41,000 人）。
- 企業に対する雇用管理のノウハウの情報提供について、高齢・障害者雇用支援機構において、次の事項を実施。
  - ・ 事業所における障害者の雇用促進及び職場定着を図るため、障害者雇用アドバイザーによる事業主に対する 雇用計画・雇用管理に係る雇用相談援助業務（22,007 件）、職場定着推進チームの設置勧奨及び育成の指導を 実施（指導件数 5,732 件、平成 18 年度チーム設置数 12,774 か所）。また、職場定着推進チーム育成指導に活かすための「職場定着推進マニュアル」を改訂。
  - ・ 事業主及び雇用管理担当者等に対して、「雇用促進・雇用計画」、「定着・雇用継続」、「能力発揮・環境整備」に関する各種の講習を実施（平成 18 年度、全国で 348 回、参加者 23,676 人）。  
また、講習の内容を広く周知する目的で障害者雇用管理等講習資料シリーズ「CSR（企業の社会的責任）と障害者の雇用」を作成。
  - ・ 5 人以上の障害者を雇用する事業所において選任することとされている、障害者職業生活相談員に対する資格認定講習を実施（全国で 57 回、受講者 3,429 人）。  
また、講習用テキストとして「平成 18 年版 障害者職業生活相談員資格認定講習テキスト（障害者雇用ガイドブック）」と視覚障害者にも利用できる CD-ROM 版テキストを作成。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
講習実施数	55 回	58 回	59 回	57 回

(全国)				
受講者数	2,888人	3,105人	3,271人	3,429人

- ・事業主を対象とした障害者の職域拡大及び雇用管理に関する報告書・マニュアル等を作成し、事業主及び関係機関等へ配布。
  - ・平成16年度は、報告書等として「障害者のキャリア形成・在職障害者の能力開発のための実情に関する研究調査Ⅰ」を作成。
  - ・平成17年度は、報告書等として「障害者のキャリア形成・在職障害者の能力開発の実情に関する研究調査Ⅱ」を作成。
  - ・平成18年度は、報告書として「重度障害者（聴覚障害者）の職域開発に関する研究Ⅲ」「精神障害者の職業的自立に向けた訪問型個別就労支援の方法に関する研究Ⅱ」「重複障害者（盲ろう者）の就業の実情に関する研究調査」「重度障害者雇用事業所における障害者雇用状況に関する調査—精神障害者の採用方針及び雇用管理を中心に—」、マニュアルとして「道路貨物運送業における障害者の雇用促進」、コミック版マニュアルとして、「精神障害者と働く」事例集として「内部障害者のための職場改善に関する好事例集」、ビデオ資料として「ともに積み重ねよう障害者雇用のステップ—肢体不自由者の雇用をすすめるために—」を作成。
  - ・障害者雇用リファレンスサービスホームページを作成し、障害者雇用モデル事例を提供している。
  - ・難病者の就労実態の調査及びその障害状況に応じた雇用管理のあり方に係る調査・研究を行うため、「難病者の雇用管理のための調査研究会」において検討した。また、ここで作成した「難病のある人の雇用管理・就業支援ガイドライン」、「難病を理解するために」を全国の関係機関に配布。（平成16年度～平成18年度）
  - ・平成18年度は障害者の雇用促進を図るため、発達障害支援センターと連携して、発達障害支援関係者に対する支援ノウハウの付与のための講習を実施するとともに、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを開催し、発達障害の就労支援を行うための共通基盤を整備する「発達障害者の雇用促進のための就労支援者育成事業」を全国4か所で実施。
  - ・平成17年度に「発達障害者雇用支援促進マニュアル開発事業」を実施し、「発達障害のある人の雇用管理マニュアル」を作成。
- 精神障害者については、身体障害者や知的障害者に比べて雇用に不慣れな事業主が多いことから、精神障害者の雇用に関する助言や各種支援策に関する情報提供を行う相談窓口を設置する精神障害者雇用環境整備事業を事業主団体（8団体）に委託して実施。（平成18年度まで）
- 毎年度の通知及び「教員採用等の改善について（平成8年4月25日）」の通知に



て、各都道府県・指定都市教育委員会に対し、教員採用選考における身体に障害のある者への配慮を依頼。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正について（平成15年9月1日）」の通知において、改正法について周知。

- 国及び地方公共団体の機関に係る特例の認定について実施。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国認定件数	1件	0件	2件	0件
都道府県認定件数	6件	1件	1件	1件
市町村認定件数	70件	21件	24件	47件

- 重度障害者等を多数労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、これら障害者のために事業施設等の設置・整備を行う場合に費用の一部を助成する「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」を支給。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
支給件数	21件	20件	34件	31件

- 特例子会社の設立については、各ハローワークにおいて支援。特に平成15年度においては、法定雇用率未達成企業を中心に積極的に指導を実施。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
認定件数	22社	27社	28社	26社

- 特例子会社の状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
認定件数	22件	27件	28件	26件
特例子会社数	141社	162社	187社	211社
特例子会社における雇用障害者数	3,491人	4,186人	4,853人	5,695人

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第10条に基づき、求人条件に雇用差別等がある場合においては、ハローワークにおいて適正化に関する指導を実施。

- 就職後においても、職場定着指導の他、障害者雇用連絡会議等により、労働基準監督署との連携も図り、障害者が劣悪な労働条件での就労を強いられることのないように実施。

- 重度障害者等を多数労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、これら障害者のために事業施設等の設置・整備を行う場合に費用の一部を助成する「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」を支給。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
支給件数	21件	20件	34件	31件

- 特例子会社を有する企業が、関係する子会社も含めて障害者雇用を進める場合に、企業グループでの雇用率算定を可能とする、特例子会社制度のグループ適用の認定

を推進。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
認定件数	13 件	19 件	26 件	13 件

- 「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成 16 年 4 月）及び労働政策審議会意見書（平成 16 年 12 月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した起業に対して、特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行。（平成 18 年 4 月）
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金について、新たに精神障害者については、1 週間の勤務時間が 15 時間以上 20 時間未満の労働者についても対象とするよう措置。（平成 15 年 4 月 1 日～）
- 「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成 16 年 4 月）及び労働政策審議会意見書（平成 16 年 12 月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して、特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法が成立。（平成 18 年 4 月施行）
- IT を活用した障害者の在宅就業の推進を図るため先駆的な取り組みを行う全国 7 か所の在宅就業支援団体のノウハウを活用し、新たに支援に取り組む団体へのノウハウの提供を行い、障害者の在宅就業のさらなる普及を図る「重度在宅就労就労推進事業」を実施。
- 高齢・障害者雇用支援機構において、障害者職域拡大マニュアル「障害者の在宅就業を促進するために（副題：障害者の在宅就業支援者のためのサポートマニュアル）」（平成 15 年度）、「はじめての障害者雇用」（平成 16 年度）、「障害者の在宅就業事例集」（平成 16 年度）、「在宅勤務障害者雇用管理マニュアル（副題：障害のある人を在宅勤務の形態で雇用する場合）」（平成 17 年度改訂）、「障害のある人の在宅就業をすすめるために」（平成 18 年度）を作成し、全国の関係機関に配付。
- 高齢・障害者雇用支援機構において、障害者職域拡大マニュアル「障害者の在宅就業を促進するために（副題：障害者の在宅就業支援者のためのサポートマニュアル）」（平成 15 年度）、「はじめての障害者雇用」（平成 16 年度）、「障害者の在宅就業事例集」（平成 16 年度）、「在宅勤務障害者雇用管理マニュアル（副題：障害のある人を在宅勤務の形態で雇用する場合）」（平成 17 年度改訂）、「障害のある人の在宅就業をすすめるために」（平成 18 年度）を作成し、全国の関係機関に配付。
- 平成 15 年度、高齢・障害者雇用支援機構において、民間企業等と共同で高次機能障害者の日常生活や就労を支援する支援ソフト「メモリアシスト」を開発。（平成 15 年度まで）
- 高齢・障害者雇用支援機構駐在事務所において、就労支援機器の展示（東京駐在事務所のみ）・貸出しを実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
貸出し先数	105 事業所	94 事業所	113 事業所	145 事業所

- 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、認知機能障害者の日常生活や就労を支援する携帯情報端末用のソフトウェアを開発。（平成 14 年度～平成 16 年度）
- 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、開発した認知機能障害者の日常生活や就労を支援する携帯情報端末用のソフトウェアを改良、及び付加機能の開発。（平成 17 年度～平成 18 年度）
- 障害者職業能力開発学校において、平成 18 年度は、OA システム、システム設計などの IT 技能の付与を図る訓練を 17 校 34 コースで実施。
- IT を活用した障害者の在宅就業の推進を図るため先駆的な取組を行う全国 7 か所の在宅就業支援団体のノウハウを活用し、新たに支援に取り組む団体へのノウハウの提供を行い、障害者の在宅就業のさらなる普及を図る「重度障害者在宅就業推進事業」を実施。
- 「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成 16 年 4 月）及び労働政策審議会意見書（平成 16 年 12 月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法改正法が施行（平成 18 年 4 月）
- 都道府県地域生活支援事業として「重度障害者在宅就労促進特別事業」の実施を可能とした。
- 「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成 16 年 4 月）及び労働政策審議会意見書（平成 16 年 12 月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法改正法が施行。（平成 18 年 4 月）
- 低所得世帯、障害者世帯等に対して資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより安定した生活が送れるよう各都道府県社会福祉協議会において生活福祉資金貸付制度が実施されており、その資金種類の 1 つとして「更生資金（生業費）」を設けることにより障害者世帯が生業を営むことを支援。
- 「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成 16 年 4 月）及び労働政策審議会意見書（平成 16 年 12 月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法改正法が施行。（平成 18 年 4 月）
- 高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を 5 都県に委嘱。（平成 15 年度まで）
- 全国の盲・聾・養護学校において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・

聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会・盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度）

- 平成15年度から、障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉・労働等の関係機関の連携による支援体制の構築や「個別の教育支援計画」の策定の促進等を行う「特別支援教育体制推進事業」を47都道府県で実施。（「個別の教育支援計画」の策定の促進は、平成16年度から実施。）
- 盲・聾・養護学校生徒に対する支援については、養護学校等と連携し、高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターによる職業評価の実施、養護学校等における進路相談・指導へのハローワークの参加、現場実習先の開拓に当たっての養護学校等への情報提供・あっせんの実施、卒業後の職場定着指導を実施。平成15年4月には「公共職業安定所等労働関係機関と養護学校等との一層の連携を図る」旨の通知を都道府県労働局に発出。

平成17年4月には「盲・聾・養護学校における個別教育支援計画」の策定等に係る協力についての通知を各都道府県労働局に発出。

- 福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、福祉施設に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を就労支援の取組みの強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」とハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「地域障害者就労支援事業」を実施。
- 都道府県労働局及び都道府県関係部局を中心に事業主団体、労働組合等の関係機関からなる都道府県障害者雇用連絡協議会及び公共職業安定所を中心に、地域における教育、福祉、医療機関等からなる「障害者雇用連絡会議」を開催。
- 関係機関の連携による就労支援の効果的なあり方を検討するため、「福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会を開催。（平成18年7月～）
- 地域障害者職業センターやノウハウを有する社会福祉法人等とも連携し、職場適応援助者（ジョブコーチ）事業を実施。（平成14年度～）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
支援対象者	2,759人	2,960人	3,050人	3,306人
支援終了6ヶ月経過時点の職場定着率	81.4%	83.0%	83.6%	84.3%

- 地域障害者職業センターにおいて実施する職業準備訓練については、ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させる

ため、センター内での作業訓練、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援する「職業準備支援」を、一人ひとりのニーズに合わせて実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
支援対象者	2,225 人	2,368 人	2,335 人	2,074 人

- 障害者職業総合センター研究部門における研究開発を実施。
  - ・精神障害者の職業訓練指導方法に関する研究（平成 13 年度～平成 17 年度）
  - ・高次脳機能障害者等の雇用促進及び就業継続に対する支援のあり方に関する研究（平成 16 年度～平成 18 年度）
  - ・軽度発達障害青年の学校から職業への移行支援の課題に関する研究（平成 15 年度～平成 17 年度）
  - ・職業リハビリテーションにおける課題分析の実務的手法の研究（平成 15 年度～平成 17 年度）
  - ・地域における雇用と医療等との連携による障害者の職業生活支援ネットワークの形成に関する総合的研究（平成 17 年度～）
  - ・障害者の多様な就業形態の実態と質的向上等の課題に関する研究（平成 17 年度～平成 18 年度）
  - ・知的障害者のパソコン利用支援ツールの開発に関する研究（平成 17 年度～平成 18 年度）
  - ・「カスタム化雇用」の効果と我が国への導入可能性に関する研究（平成 17 年度～平成 18 年度）
  - ・軽度発達障害者の作業遂行を支援するプログラムの開発に関する研究（平成 18 年度～）
  - ・発達障害者の就労支援の課題に関する研究（平成 18 年度～）
  - ・職場適応援助者による支援の現状と支援終了後の雇用継続に向けた支援体制のあり方に関する研究（平成 18 年度～）
  - ・ナチュラルサポート形成の過程と手法に関する研究（平成 18 年度～）
  - ・職業リハビリテーションにおける課題分析の活用に関する研究（平成 18 年度～）
  - ・職業的困難度からみた障害程度の評価に関する調査研究（平成 18 年度～）
- 障害者職業総合センター、職業センターにおいて、実践的な支援技法の開発を実施。
  - ・在職精神障害者の職場復帰に関し、復職支援体制を新たに構築する企業との連携による支援プログラムの開発
  - ・発達障害者の就労支援に関し、個々の多様な職業的課題に対応したアセスメント技法の開発
  - ・高次脳機能障害者の就労支援に関し、各種支援技法の検証と普及に向けた取組

- 障害者の職業的自立を図るため、雇用、保健福祉、教育等関係機関と連携した就業面と生活面での支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター事業」を実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
センター数	45 か所	79 か所	90 か所	110 か所
相談・支援件数	134,629 件	244,591 件	340,380 件	444,871 件
(支援対象者数)	5,888 人	12,219 人	16,332 人	22,339 人
就職件数	812 件	1,727 件	2,575 件	3,634 件

- トライアル雇用の実施

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
実施人数	3,162 人	4,220 人	5,954 人	6,826 人
終了者	2,566 人	3,909 人	4,784 人	6,251 人
(うち常用雇用移行者)	2,081 人	3,236 人	3,923 人	5,187 人
常用雇用移行率	81.1%	82.8%	82.0%	83.0%

- ハローワークによる障害者の就職件数。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
就職件数	32,885 件	35,871 件	38,882 件	43,987 件

- 就業面と生活面での支援を一体的に行うため保健福祉、教育等関係機関と連携した「障害者就業・生活支援センター事業」を実施。

- 障害者の円滑な職場適応を支援する職場適応援助者（ジョブコーチ）事業を実施。

- 障害者の企業等への就職の促進を図るため、「施設外授産の活用による就職促進事業」を実施。（平成 17 年度まで）

- 盲・聾・養護学校生徒については、養護学校等と連携し、地域障害者職業センターによる職業評価等の実施、養護学校等における進路相談・指導へのハローワークの参加、現場実習先の開拓に当たっての養護学校等への情報提供・あっせんの実施、卒業後の職場定着指導の養護学校等と連携して実施。平成 15 年 4 月には「公共職業安定所等労働関係機関と養護学校等との一層の連携を図る」旨の通知を都道府県労働局に発出。

平成 17 年 4 月には「盲・聾・養護学校における個別教育支援計画」の策定等に係る協力についての通知を各都道府県労働局に発出。

- 福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、福祉施設に対し、一般雇用や雇用支援対策に関する理解の促進を就労支援の取組みの強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」とハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う地域障害者就労支援事業を実施。

- 平成 17 年 11 月、「資格取得試験等における配慮推進チーム」での検討結果を踏

まえ、国が直接実施する資格取得試験等において、各試験制度で共通的に対応すべき配慮事項を取りまとめた「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について」を「障害者施策推進課長会議」で決定し、各省庁において関係部局に周知するとともに、内閣府のホームページに公表。

○ 資格取得試験

欠格条項見直しの対象となった63制度のうち、資格取得試験を行っている制度は40制度であり、そのうち資格取得試験の実施にあたり、用意又は試験実施機関へ要請している受験者への配慮の主な内容【制度数】は以下のとおり。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
①試験等を受ける際の申し込みに必要な書類の変更	3制度	3制度	3制度	3制度
②試験会場、校舎等のバリアフリー化	6制度	6制度	6制度	6制度
③試験問題の拡大文字、点字、読み上げ等の配慮	23制度	24制度	24制度	24制度
④試験会場への手話通訳者、移動介助者等の配置	22制度	23制度	23制度	23制度
⑤試験時間の延長	21制度	22制度	22制度	22制度
⑥実技試験における福祉用具等の補助的手段の活用	19制度	20制度	20制度	21制度
⑦その他（座席位置の配慮、別室での受験等）	23制度	24制度	24制度	31制度

○ 司法試験においては、試験の公正かつ適正な実施に資するため、障害者の有する障害の要因をできる限り排除し、学力を公正に評価するために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、点字による出題・解答、問題集・答案用紙の拡大、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として、答案の代筆、答案用紙の拡大、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。

○ 司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力認定考査においては、その有する知識及び能力について試験を受けることに関して健常者と比較してハンディキャップがある場合には、健常者との実質的公平を図りつつ、健常者と同一の条件で知識及び能力の有無を評価すべきであるとの観点から、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、弱視者に対する措置として拡大鏡の使用、問題集・答案用紙の拡大、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として記述式試験の解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。

○ 教育・養成

- ・大学入試におけるガイドラインである「大学入学者選抜実施要項」や各大学向けの入試説明会において、障害者の受験機会等を確保する観点から、障害の種類に応じた配慮を行うことを要請。
- ・各大学等において、募集要項に事前相談するよう記載、試験時間の延長、点字・拡大文字による出題、特定試験会場の設定、介助者の付与等の措置等実施。
- ・障害を有する学生が、円滑な学生生活を送れるよう学習支援体制の整備を図るための次について措置。

① 国立大学については、各大学の障害者の受入人数等に応じた国立大学法人運営費交付金の措置やエレベータ、スロープ等施設面で整備を支援。

② 私立大学等についても、障害者の受入人数等に応じた経常費補助金の増額措置や施設のバリアフリー化を推進するため補助。

- 障害者職業能力開発校（19校）、企業、社会福祉法人、NPO法人、一般の公共職業能力開発施設、民間教育訓練期間等において、障害者の職業訓練を推進。
- 障害者の職業能力開発を促進し、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを与えるとともに、障害者に対する社会の理解と認識を高め、障害のある人の雇用の促進を図ることを目的とする「全国障害者技能競技大会（愛称：アビリンピック）」については、平成18年度は香川県で第29回大会が開催され313名の選手が参加した。
- 障害者の職業訓練については、ノーマライゼーションの観点から、施設のバリアフリー化を推進すること等により、可能な限り一般の公共職業能力開発施設に受け入れて実施している。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けた障害者数	437人	541人	630人	732人

- 障害者に対する公共職業訓練の機会が提供されていない地域において、一般の公共職業能力開発校に知的障害者等を対象とした職業訓練コースを設定し訓練機会を提供。（平成16年度～）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
設定数	15県17コース	22県24コース	24県26コース

- 一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等については、障害者職業能力開発校を設置し職業訓練を実施。

障害者職業能力開発校においては、入校者の障害の重度化、多様化が進んでいることを踏まえ、個々の訓練生の障害の程度等を十分に考慮するとともに、サービス経済化、IT化の進展等の下で、雇用ニーズに対応した職業訓練内容を充実。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度



実施人数	1,895人	1,882人	1,916人	1,944人
就職率	63.3%	68.7%	68.5%	66.7%

- 大阪障害者能力開発校において、精神障害のある人を対象とした訓練コースを設置するとともに、吉備高原障害者職業能力開発校において、発達障害のある人の職業訓練を試行的に実施した。（平成18年度）
- 職業能力開発総合大学校において、発達障害のある人に対する効果的な職業訓練のあり方に関する様々な職業訓練の事例収集・分析・ヒアリング調査等を行い、「発達障害者に対する効果的な職業訓練事例集」を作成し、全国の職業能力開発施設等に配布した。（平成18年度）
- 高齢・障害者雇用支援機構において、知的障害者に対する新たな職域（ホテルサービス、厨房サービス）での職業訓練に関する報告書を全国の障害者職業能力開発施設等に配布するとともに、職業訓練を試行的に実施した。  
また、精神障害者に係る職業訓練の成果について取りまとめ、「精神障害者に対する効果的な訓練を実施するために～指導・支援者のためのQ&A～」を作成し、全国の職業能力開発施設等に配布した。（平成17年度）
- 職業能力開発施設への通所が困難な重度障害者等に対して、e-ラーニングのノウハウが蓄積された民間の教育訓練機関等を活用してIT技能の付与を図るモデル事業を平成16・17年度において実施。  
平成18年度からは、障害者の様態に応じた多様な委託職業訓練の1コースとしてe-ラーニングコースを開始。

	平成16年度	平成17年度
訓練者数	22人	91人

- 障害者職業能力開発校において在職者向け訓練を実施。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
訓練者数	428人	450人	428人	398人

- 在職障害者に対する職業訓練については、訓練コースを計画的に設置しており、平成18年度においては、中央障害者職業能力開発校で工業デザイン科、神奈川障害者職業能力開発校で介護サービス科を新設するなど、障害のある人及び労働市場のニーズに対応した職業能力開発を実施した。
- 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な職業能力開発資源を活用した障害者の態様に応じた多様な委託訓練を拡充して実施。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
訓練者数	428人	3,110人	4,544人	4,814人

- 各障害者職業能力開発校において、ITに関連する訓練などで民間外部講師の積極的な活用を図っており、多様化する訓練ニーズに対応。
- 法務省の人権擁護機関では、障害を理由とする人権侵犯の疑いのある事案を認知

した場合は、調査を行い、その結果に基づき、援助・調整・説示など事案に応じた適切な措置を講じるとともに、関係者に人権思想を啓発するなどして、人権侵害による被害の救済及び予防を実施。また、障害のある人に対する偏見や差別を解消するため、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を人権週間の強調事項として掲げ、人権週間を始め、年間を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、ポスター・パンフレット等の作成・配布などの啓発活動を実施。

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第 10 条に基づき、求人条件に雇用差別等がある場合においては、ハローワークにおいて適正化に関する指導を実施。
- 就職後においても、職場定着指導の他、障害者雇用連絡会議等により、労働基準監督署との連携も図り、障害者が劣悪な労働条件での就労を強いられることのないように実施。

## (6) 保健・医療

- 我が国の母子保健における取組の成果や課題を整理し、21 世紀の母子保健の取組の方向性を示し、国民をはじめ各自治体・関係団体等で推進する国民運動計画である「健やか親子 21」の推進等により、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康の保持・増進のため、健康診査等の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を推進。
- 障害の予防、早期発見のために、妊産婦、乳幼児を対象とした健康診査、訪問指導などの母子保健施策を実施。
- 幼児期において、身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である 1 歳 6 か月児及び 3 歳児に対し、総合的な健康診査を実施。
- フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）などは、早期に発見し、早期に治療することによって、知的障害などを予防することができるため、新生児を対象とした検査を実施。
- 難聴等の聴覚障害の早期発見を図るため、新生児に対して試行的に聴覚検査などを実施。
- 妊産婦や新生児・未熟児等に対して、障害を予防し、健康の保持増進を図るために、家庭訪問等の個別指導による保健指導を実施。
- 「健康日本 21」に基づき、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防する一次予防に重点をおいた対策を推進しており、平成 17 年 6 月には農林水産省と連携し「食事バランスガイド」を策定、平成 18 年 7 月には「健康づくりのための運動指針 2006～エクササイズガイド 2006～」を策定し、生活習慣病とその予防に対する正しい知識等の普及啓発等を実施。
- 地域保健法の規定に基づき策定された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、地域保健対策の総合的な推進のため、地域保健と産業保健が連携を

図り、健康教育や健康相談及び施設などに関する情報を共有するとともに、相互活用等の効率的な実施に配慮すること等により、保健事業の提供機会を充実。

- 職域においては、労働安全衛生法に基づき、事業者が1年に1回の定期健康診断を労働者に実施するとともに、50人以上の事業場においては産業医の選任により、50人未満の事業場については地域産業保健センター事業等により健康相談、指導等を実施しており、これらを通じて労働者の健康確保を推進。
- リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設との連携体制の確保などを実施。
- 幼児期において、身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である1歳6か月児及び3歳児に対する総合的な健康診査の結果に基づいて適当な指導を実施。
- 新生児を対象としたフェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）などの検査結果に基づき早期治療を実施。
- 市町村が実施する1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の結果、より精密に健康診査を行う必要のある児童のうち、精神発達面に障害等が疑われるものは精密健康審査、事後指導を実施。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1歳6か月児精密健康診査	16,854件	17,350件	17,152件
3歳児精密健康診査	60,371件	60,333件	60,836件

- 保健所は、精神保健福祉に関する第一線の行政機関として「精神障害者社会復帰相談指導」を実施。
- 保健所における精神保健福祉相談等及び精神保健訪問指導を実施。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件
精神保健訪問指導等	296,984件	198,798件	185,299件	177,367件

- 重症難病患者入院施設確保事業、難病患者地域支援対策推進事業、神経難病患者在宅医療支援事業、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業を推進。
- 患者の重篤度に応じた適切な救急医療を受けられるようするための救急医療体制については、初期救急医療を担う医療機関（初期救急医療機関）、入院を要する救急医療を担う医療機関（二次救急医療機関）及び救命救急医療を担う医療機関（三次救急医療機関）並びに救急医療情報センターからなる救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を推進。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
救命救急センター整備数	170 か所	178 か所	189 か所	201 か所
ドクターヘリの導入	7 県	7 県	9 県	10 県
救急医療情報センター	42 都道府県	42 都道府県	42 都道府県	42 都道府県

- 平成 15 年度に難病相談・支援センター事業を創設。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
設置数	3 か所	19 か所	38 か所	45 か所

- 平成 16 年 3 月に策定した「こころのバリアフリー宣言」を踏まえ精神疾患及び精神に障害のある人に対する正しい理解を促進
- 難病情報センター事業により、難治性疾患克服研究事業や特定疾患治療研究事業の成果、専門医・専門医療機関の所在、公的サービス、最新の認定基準、治療指針及び症例等を収集・整理するとともに、同センターのホームページに掲載し、難病患者、家族及び医療関係者等に対する情報提供等を実施。
- 就学予定者の適正な就学を図るため、学校保健法に基づき、就学時の健康診断を実施することによって、就学予定者の心身の状況を適切に把握。また、毎学年定期的に、学校保健法に基づき、学校において健康診断を実施。
- 我が国の母子保健における取組の成果や課題を整理し、21 世紀の母子保健の取組の方向性を示し、国民をはじめ各自治体・関係団体等で推進する国民運動計画である「健やか親子 21」の推進等により、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康の保持・増進のため、健康診査等の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を推進。
- 刑事施設においては、医療刑務所等にリハビリテーション機器を整備し、受刑者のうち、運動機能に障害を有する者や長期療養等で運動機能が低下した者に対して、機能回復訓練を実施。
- リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設との連携体制の確保などを実施。
- 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施。（平成 18 年 9 月まで）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
箇所数	536 か所	578 か所	656 か所

- 平成 18 年 10 月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の

援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。

- 心身障害児の早期発見、早期療育体制を総合的に整備した心身障害児総合通園センターを設置。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
箇所数	16 か所	21 か所	21 か所	21 か所

- 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
箇所数	19 か所	23 か所	37 か所	52 か所

- 障害者自立支援法に基づき、自立支援医療費として、更生医療、育成医療（身体障害を軽減又は除去するための医療）及び精神通院医療（精神疾患に対する継続的な治療）に係る医療費を給付。

- 重症難病患者入院施設確保事業による地域難病医療ネットワークの構築及び、難病患者地域支援対策推進事業により保健所が行う在宅療養支援計画の策定・評価、訪問指導の実施、神経難病患者在宅医療支援事業による専門医の相談支援・派遣体制の整備等を図ることにより、難病患者等に対する適切な保健サービス提供体制を整備。

- 高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、地方自治体及び国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。（平成 17 年度）

- 平成 18 年度は前年度に作成した「高次脳機能障害支援モデル」の成果である高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を普及させるとともに、都道府県ごとの地域支援ネットワークを構築するため、都道府県地域生活支援事業として「高次脳機能障害支援普及事業」を実施。

- 身体に障害のある者（児）又は精神に障害のある者に対して、心身の障害を除去し、又は軽減を目的とした医療について、医療保険各法適用後の自己負担相当分の費用の一部又は全部を、本人又は扶養義務者の所得税課税状況に応じて負担することにより障害者の適切な医療を確保。

- 「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」を開催し検討を行い、平成 16 年 8 月に報告書を取りまとめ。

- 平成 15 年度に難病相談・支援センター事業を創設。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
箇所数	3 か所	19 か所	38 か所	45 か所

- 各関係機関との連携のもと保健所が中心になって、重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を引き続き推進。

- 児童相談所では障害相談を実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
相談受付件数	159,787 件	157,326 件	163,597 件	194,166 件

- 精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務等を通じ、情報提供を実施。

- 難病情報センター事業により、難治性疾患克服研究事業や特定疾患治療研究事業の成果、専門医・専門医療機関の所在、公的サービス、最新の認定基準、治療指針及び症例等を収集・整理するとともに、同センターのホームページに掲載し、難病患者、家族及び医療関係者等に対する情報提供等を実施。

- 「入院医療中心から地域生活中心へ」という「精神保健医療福祉の改革ビジョン」における基本方針を踏まえ、医療計画の見直し等を通じた精神科医療の質の向上、障害者自立支援法に基づく障害者福祉計画等による障害福祉サービス提供体制の整備などを着実に進めることとしている。

- 学校の要請により、各診療科の専門医の派遣を行うなど、地域保健と連携し、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を行う学校・地域保健連携推進事業を実施。

- 地域においては、保健所、精神保健福祉センターで心の健康づくり相談を実施している。また、平成 16 年度より相談の充実に向け、地域精神保健指導者研修事業等を実施。都道府県、指定都市補助事業として「心の健康づくり地域関係者研修」及び「心の健康づくり普及啓発事業」を実施。（平成 17 年度、平成 18 年度）

- 職域においては、平成 18 年 4 月から、一定以上の時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師の面接指導を実施する制度を創設したところであるが、面接指導の際に、メンタルヘルス面のチェックを実施。また全国の地域産業保健センターにおいて、労働者などからのメンタルヘルスの相談に対応している。

- 平成 17 年 9 月に自殺対策関係省庁連絡会議を設置して、省庁の枠を超えた自殺予防対策の総合的な取組みを検討し、同年 12 月に「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」を取りまとめた。

- 平成 18 年 6 月に自殺対策基本法が制定され、同年 10 月施行された。

- 平成 18 年 11 月から、「第 1 回自殺総合対策会議」の決定に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」の策定に当たり、専門家の意見を聴取するため、「自殺総合対策のあり方検討会」が開催され、平成 19 年 4 月に報告書が取りまとめられた。同検討会の報告等を踏まえ、同月に開催された「第 2 回自殺総合対策会議」において、「自殺総合対策大綱素案」が決定され、広く国民の意見と聴取するために公表された。

- 厚生労働科学研究にて自殺の実態解明に関する研究を行っている。

- 保健所、精神保健福祉センター等での相談体制の充実を行っている。
- 自殺予防に向けた正しい理解の普及・啓発を行っている。
- 平成 18 年 10 月、国立精神・神経センター精神保健研究所に自殺予防総合対策センターを設置し、国内外の情報収集、Web サイトを通じた情報提供や関係団体との連絡調整を行っている。
- 自殺予防対策センターにおいて国立保健医療科学院と共催で地方公共団体の自殺対策担当者に対する研修を行った。
- 平成 18 年 12 月から「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」を開催し、自殺未遂者・自殺者親族等に対する支援のあり方について検討している。
- 職域においては、平成 18 年 3 月に労働安全衛生法に基づき策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を行うとともに、指針に基づき事業場に対する助言指導等を行っている。
- 厚生労働科学研究費補助金事業や厚生労働省精神・神経疾患研究委託費により、毎年、睡眠障害に関する研究を実施し、実態把握や治療方法の開発を進めるとともに、精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務を行っている。
- 虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする入所児童に対し、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施するため、児童養護施設（虐待、ひきこもり等の理由により心理療法が必要と児童相談所長が認めた児童が 10 名以上入所している施設）及び乳児院（児童虐待等の理由により、保護者等に対して心理療法が必要と児童相談所長が認めた乳児等が 10 名以上いる施設）に心理療法担当職員を配置した場合の措置費の加算措置を実施。

心理療法担当職員配置施設数

	平成 16 年 3 月 末	平成 17 年 3 月 末	平成 18 年 3 月 末	平成 19 年 3 月 末
児童養護施設	265 か所	292 か所	329 か所	373 か所
乳児院	9 か所	12 か所	17 か所	36 か所

- 医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等と対象とした思春期精神保健対策専門研修会及び PTSD 対策専門研修会を実施。（平成 18 年度からは、より高度な診断評価・治療の技法などを身につけるため、医師、保健師などを対象にアドバンスコースを設けている。）
- 政府公報等によって心の健康についての正しい理解について普及・啓発を実施。
- 地域の保健所や都道府県の精神保健福祉センターや医療機関、社会復帰施設等との連携の下に、精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談、保健師による訪問指導等を実施。
- 精神科救急医療システムを整備

	平成 15 年度末	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末

整備都道府県数	46 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県
---------	---------	---------	---------	---------

- 精神保健福祉法の改正によって、精神医療審査会の合議体構成する委員を一定条件の範囲内で都道府県の裁量により、定められることとした。
- 厚生労働科学研究費において、精神病床の機能分化や精神医療に関する情報提供について研究を実施。
- 平成 17 年 7 月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、適切な医療の確保を推進。
- 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現プロジェクト」や「個人の遺伝情報に応じた医療の実現化プロジェクト」など、関連の研究開発を着実に推進。
- 疾病の治療のためには画期的な医薬品の開発が必要であり、そのため民間企業が主体となって医薬品の研究開発を行うとともに、国としても研究開発の環境整備に積極的に取り組む必要があることから、厚生労働省においては、関係機関等と協力しつつ、以下の研究を実施。
  - ・ 国立試験研究機関等の研究成果を民間企業において円滑に実用化できるようにするための技術移転機関の設置
  - ・ がん、心筋梗塞、脳卒中、認知症等の画期的な医薬品の開発等の推進を目指す「健康フロンティア戦略」による研究の推進
  - ・ 画期的な医薬品開発につながる疾患関連タンパク質解析研究の推進
  - ・ 大規模治験ネットワークの構築等、国際的に魅力のある治験環境の整備
  - ・ 企業インセンティブの向上につながる委託方式によるベンチャー企業等への支援
- 障害の予防や根本的治療法等を確立するため、これまでに行われてきた障害の原因、予防、早期発見、治療及び療育に関する研究の成果を踏まえ、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査、先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査、周産期医療対策事業等を実施。
- 平成 17 年度は高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、地方自治体及び国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。（平成 17 年度まで）
- 「高次脳機能障害支援モデル」の成果を普及するとともに全国的な体制を提供できるよう、地域生活支援事業のメニュー事業として、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施。
- 平成 18 年度は前年度に作成した高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を普及させ、都道府県ごとの地域支援ネットワークを構築を推進するため、「高次脳機能障害支援普及事業」を実施。



- 厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業、感覚器障害研究事業）において下記の研究・開発を実施。
  - ・再生医療による脊髄の歩行パターン発生能力と脊髄損傷者の歩行再獲得可能性に関する研究
  - ・アルコール依存症の社会復帰施設の実態把握と支援モデル構築に関する研究
  - ・内耳勇猛細胞の再生による難聴の治療
- 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて下記の研究・開発を実施。
  - ・脳波、脳磁場計測装置（MEG）、機能的磁気共鳴装置（fMRI）、磁気刺激を用いた誘発脳波等により高次脳機能障害者の脳メカニズムを明らかにし、高次脳機能障害の診断を可能とするとともに、脳損傷と QOL を直接に結び付けることを念頭ににおいた研究・吃音についての脳メカニズムを明らかにするとともに、リハビリテーション方法の開発（平成 15 年度～）
  - ・座位保持装置の試験評価システムの研究、高位頸髄損傷者の排便動作の自立を支援する座薬挿入動作支援機器の開発、聴覚障害者の自立を支援するビデオ画像による手話のデータベース化及び難病患者の家族支援法の開発（平成 15 年度～）
- 疾病の治療のためには画期的な医薬品の開発が必要であり、そのためには民間企業が主体となって医薬品の研究開発を行うとともに、国としても研究開発の環境整備に積極的に取り組む必要があることから、厚生労働省においては、関係機関等と協力しつつ、以下の研究を実施。
  - ・国立試験研究機関等の研究成果を民間企業において円滑に実用化できるようにするための技術移転機関の設置
  - ・がん、心筋梗塞、脳卒中、認知症等の画期的な医薬品の開発等の推進を目指す「健康フロンティア戦略」による研究の推進
  - ・画期的な医薬品開発につながる疾患関連タンパク質解析研究の推進
  - ・大規模治験ネットワークの構築等国際的に魅力のある治験環境の整備
  - ・企業インセンティブの向上につながる委託方式によるベンチャー企業等への支援
- 障害の予防や根本的治療法等を確立するため、これまで障害の原因、予防、早期発見、治療及び療育に関する研究を実施。
- 厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業、感覚器障害研究事業、こころの健康科学研究事業）において以下の研究・開発を実施。
  - ・網膜血管新生抑制機構の解明とその応用
  - ・先天性サイトメガロウイルス感染症による聴覚障害の実態調査及び発症予防を旨とした基礎的研究
  - ・内耳プロテオーム解析を応用した外リンパ瘻の新たな診断法の開発・治療指針の作成
- 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、視覚障害を引き起こす主

疾患である網膜色素変性症の原因遺伝子探索を実施。

- 難治性疾患の治療方法の確立を目指した研究を一層推進するとともに、特定疾患治療研究事業及びヒトゲノム再生医療等研究事業を着実に実施し、研究開発を推進。
- 生命工学、情報通信技術等の先端技術を総合的に用いて、身体機能の解析、補助あるいは代替するような新しい医用機器の開発の推進に資するため、厚生労働科学研究費において、「身体機能解析・補助・代替機器開発研究事業」を実施。
- 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、個別の疾病、障害研究のほか、次世代のリハビリテーション技術を見据え、脊髄損傷の根本的な機能回復を目指した再生医療や遺伝子解析などの基礎研究を実施。（平成 15 年度～）
- 「高次脳機能障害支援モデル」の成果を普及するとともに全国的な体制を提供できるよう、都道府県地域生活支援事業のメニュー事業として、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施。
- 障害の予防や根本的治療法等を確立するため、これまで障害の原因、予防、早期発見、治療及び療育に関する研究を実施。
- 厚生労働科学研究（こころの健康科学研究事業）において下記の研究・開発を実施。
  - ・ 自閉症の病態診断、治療体制構築のための総合的研究
  - ・ 児童思春期精神医療・保健・福祉の介入対象としての行為障害の診断及び治療・援助に関する研究
  - ・ 高機能広汎性発達障害にみられる反社会的行動の成果の解明と社会支援システムの構築に関する研究

- 理学療法科教育の改善充実を図るため、盲学校理学療法科担当教員講習会を実施

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
参加者数	23 人	10 人	9 人

- 教育職員免許法上の「特殊教科の免許状」として、「盲学校特殊教科（理学療法）教諭の免許状」を創設。（平成 16 年度～）
- 養成施設については、平成 18 年度に理学療法士養成施設 24 校、作業療法士養成施設 11 校、視能訓練士養成施設 2 校、言語聴覚士養成施設 1 校の設立を認可。
- 理学療法士養成施設及び作業療法士養成施設の初度設備の補助を実施。
- 理学療法士・作業療法士養成施設の教員や実習施設の実習指導者を対象とした教員等講習会を実施。
- 視能訓練士の養成カリキュラムにおける実習を効果的に行うため、実習施設の実習指導者を対象とした実習講習会とその補助を実施。
- 都道府県及び厚生労働大臣が認めるものが行う「看護職員専門分野研修事業」について、平成 17 年度に引き続き平成 18 年度予算を確保。
- 厚生労働科学研究において、小児科若手医師の確保・育成に関する研究を推進。

- 「健やか親子 21」において、児童精神医療提供体制の整備のための具体的な取組として、思春期の心の問題に対応できる医師や児童精神科医及びその医療スタッフの育成を盛り込んでいる。
- 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる小児科医や精神科医の養成方法を検討するため、「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、平成 19 年 3 月に報告書を取りまとめたところ。
- 精神保健福祉士の登録状況

	平成 16 年 3 月末	平成 17 年 3 月末	平成 18 年 3 月末	平成 19 年 3 月末
登録者数	18,321 人	21,911 人	25,950 人	30,326 人

- 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、言語聴覚士、義肢装具士、視覚障害者生活訓練専門職員、手話通訳士、リハビリテーション体育専門職員の養成を実施。また、国立秩父学園において、知的障害児の保護及び指導の業務に従事する職員その他社会福祉に従事する職員（児童指導員、知的障害者福祉司、社会福祉主事等）の養成を実施。
- 平成 17 年度に地域精神保健指導者研修事業を実施。
- 介護の専門職である介護福祉士や相談援助の専門職である社会福祉士の資質の向上のため、養成機関の教員等に対して、介護教員講習会等を実施。
- 医師・歯科医師の臨床研修について、研修に必要な運営経費、施設整備費の補助、臨床研修指導医養成講習会・歯科医師臨床研修指導医講習会の実施などにより推進。
- 歯科医師の臨床研修の必須化。（平成 18 年度～）
- 医師の臨床研修の必修化を実施。（平成 16 年度～）

## （7）情報・コミュニケーション

- 障害者等に最適な利用環境を実現した IT 生きがい・ふれあい支援センター施設を整備する地方公共団体等に対する補助を実施し、平成 15 年度までに 8 事業を補助。（平成 15 年度まで）
- 平成 16 年 5 月から「障害者の IT 利活用支援の在り方に関する研究会」を開催し、障害のある人が ICT を利活用するのにあたり身近な地域で信頼できる十分な支援が得られるよう、地域における障害のある人の ICT 利活用支援体制のモデルの確立について検討を行い、平成 17 年 9 月に報告書を公表。（平成 17 年度まで）
- 平成 18 年度から、「高齢者・障害者の ICT 利活用の評価及び普及に関する研究会」を開催し、障害のある人が ICT を利活用するため、高齢者・障害者が ICT を用いて活躍する事例の収集やその評価・分析を通じて、必要な支援等の在り方を検討し、成果の普及を図る。
- 国立特殊教育総合研究所において、障害のある子どものニーズに対応した情報コンテンツの充実・普及に資するため、「障害のある児童生徒等の教育の総合的情報

提供体制におけるコンテンツの充実・普及体制に関する実際研究」を平成 17 年度から実施。

- 各都道府県において指導的立場に立つ教職員等を対象に「情報手段活用による教育的支援指導者研修」を実施し、インターネットを通じて全国の盲・聾・養護学校及び都道府県の特設教育センター等に配信。
- 障害者社会参加総合推進事業において、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス拠点として障害者 IT サポートセンターを設置・運営する事業を 23 都道府県・政令都市 33 か所（平成 18 年度）で実施。（平成 15 年度～）
- 「障害者等向け情報システム開発事業」の一環として、高齢者・障害者のパソコン等の利用を促進するため、それを支える中間支援者（サポーター）の養成を目的として開発した「支援技術利用促進プログラム」の普及を図り、より多くの良質なサポーター育成を実施。（平成 14 年度まで）
- 「電子情報支援技術利用促進プログラム」の普及と障害者の IT 利用を支援する技術者の養成に向けた調査研究事業を実施。（平成 14 年度まで）
- 独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）を通じ、高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発等を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し開発に必要な経費の助成を実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
応募数	40 件	23 件	25 件	16 件
助成件数	9 件	12 件	9 件	11 件

- 独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その実施に必要な経費の助成を実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
応募数	17 件	27 件	19 件	23 件
助成件数	6 件	8 件	10 件	12 件

- 「ネットワーク・ロボット技術に関する調査研究会」報告書（平成 15 年 7 月）において提言された、高齢化・医療介護等の社会問題への対応等の貢献が期待されるネットワークロボットの早期実現に向けた実現方策に基づき、平成 16 年度から 5 ヶ年計画で国による研究開発を開始し、平成 19 年度はネットワークロボットの実現に必要な要素技術の開発、検証、改良及び評価を実施。
- 電気通信機器のアクセシビリティについて JIS 化を進めるとともに、電気通信アクセシビリティの国際標準化に向けた取組を行った結果、平成 19 年 1 月に、電気通信アクセシビリティガイドラインが ITU 勧告として承認された。（平成 16 年度～）
- 「JISX8341-1 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウ

ェア及びサービスー第 1 部：共通指針」、「JISX8341-2 同第 2 部：情報処理装置」  
「JISX8341-3 同第 3 部：ウェブコンテンツ」、「JISX8341-4 同第 4 部：電気通信機器」  
及び、「JISX8341-5 同第 5 部：事務機器」の J I S を制定。（平成 17 年度まで）これ  
ら情報アクセシビリティ JIS を基にした国際標準化に向けた取り組みを実施。（平成  
16 年度～）

- 平成 15 年 7 月に「各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議」が決定した「電  
子政府構築計画」（平成 16 年 6 月一部改定）において、電子政府構築の原則として、  
ユニバーサルデザイン（だれもが使いやすい設計）の確保を掲げ、障害者、高齢者  
の使いやすさにも十分配慮されたシステムの導入に努めることを明記。
- 平成 18 年 7 月 26 日に「IT 戦略本部」が決定した「重点計画-2006」、平成 18 年 8  
月 31 日に「各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議」が決定した「電子政府推  
進計画」において、各府省は、高齢者や障害のある人を含めてすべての人々の利用  
しやすさなどに配慮しつつ、引き続きホームページなどにおける行政情報の電子的  
提供の充実に努めることを明記。
- 平成 18 年 2 月、日本工業規格（JISX8341-3）に沿った「内閣府ウェブサイト・ア  
クセシビリティ指針」を定めた。
- 国家公安委員会及び警察庁ホームページに、高齢者や視覚障害のある利用者に配  
慮し、「音声読み上げ・文字 拡大」機能を追加した。（平成 16 年度整備）
- 高齢者・障害者を含めた誰もが情報通信を容易に利用できるよう、ホームペー  
ジの問題点を点検・修正するシステムを平成 15 年 5 月公表し、全地方公共団体等に配  
布。
- 音声読み上げ・文字拡大などアクセシビリティ支援ツールを導入し、目や耳の不  
自由な方にも内容を理解していただけるよう努めている。
- 平成 16 年 11 月から「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」  
を開催し、高齢者や障害者を含めた誰もが公共分野のホームページ等を利用するこ  
とができるよう、具体的なウェブアクセシビリティ維持・向上のための運用モデル  
である「みんなの公共サイト運用モデル」を取りまとめ、平成 17 年 12 月に報告書  
を公表した。（平成 17 年度まで）
- 日本司法支援センターのホームページに、高齢者や視覚障害のある利用者に配慮  
し、「音声読み上げ・文字拡大表示」機能を設けている。
- 平成 15 年 3 月より、広報動画を配信開始する等、聴覚障害者にも配慮した外務省  
ホームページを作成（一部の動画は手話付き）。
- 日本語版外務省ホームページについても、平成 17 年 7 月に J I S 規格に準拠して、  
障害者が利用しやすいデータ 形式に標準化（C S S 化）されたトップページに変  
更した。これにより、平成 18 年度末までに過去の掲載分も含めた全 45,000 ファイ  
ル（日・英合計）のうち、およそ半数弱に相当する約 20,000 ファイルのアクセシビ

リティ向上を行った。

- 平成 17 年度中に、在外公館ホームページのアクセシビリティ向上のため共通テンプレートを導入した。
- 英語版外務省ホームページについて、平成 15 年度末に、弱視の方もトップページに掲載している資料のタイトルや説明書きが読めるようにするためにフォントを大きくできる機能を設置。また、バリアフリー化も含めた外務省ホームページコンサルタント業務委託を実施。
- 国税庁ホームページについて、日本工業規格（JISX8341-3）に沿ったホームページとなるよう、平成 18 年 3 月に「国税庁ウェブサイトガイドライン」を策定し、アクセシビリティに配慮したホームページ製作に努めている。
- 文部科学省ホームページは、平成 16 年 3 月に大幅なリニューアルを行い、視覚障害を持つ方でも使いやすいデザインを導入している。各ページの制作にあたっては、実際に音声読み上げブラウザを使用し、意味の通じない記号や略語は避けるなど、耳で聞いても分かりやすいページ作りを進めるようにしている。また、カラーバリアフリーにも配慮し、色の区別がつきづらい方でも問題なく閲覧できるカラーでページを作るよう注意している。さらに、PDF ファイルのみでの掲載は可能な限り避ける様にし、html ファイルで作成が可能なものについては、原則 html ファイルでの公開を行うよう努めている。
- 障害者や高齢者などの方が利用しやすいように、「音声読み上げ」機能等を備えたアクセシビリティ支援ツールの導入を平成 17 年度に行った。
- 厚生労働省ホームページについて、高齢者や視覚障害者が容易に利用できるよう、平成 16 年 3 月 1 日から「音声読み上げ/文字拡大サービス」の提供を実施。さらに、平成 17 年 2 月 21 日から視覚障害者向けに「点字ファイルダウンロードサービス」の提供を実施。
- 農林水産省ホームページについて、高齢者・障害者に配慮し、音声読み上げソフト、文字拡大ソフトに対応するページを平成 17 年度から作成するとともに、アクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能となる CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入した新たな農林水産省のホームページの作成を検討中（平成 19 年 8 月末から運用開始）。
- 障害のある利用者を含むすべての利用者が提供情報やサービスに平等にアクセスできるよう、提供情報やサービスの様々な形式への変換等が適切に行えるよう配慮することを定めた「経済産業省ウェブサイトスタイルガイドライン」を平成 15 年 10 月に策定。（平成 15 年度まで）
- 国土交通省ホームページに、高齢者や弱視障害者等を対象に、「音声読み上げ・文字拡大」機能を追加。
- 環境省ホームページでは、平成 17 年 2 月に「音声読み上げ・文字拡大」ソフトを

導入した。また、各ページの制作にあたっては、PDF ファイルのみでの掲載は可能な限り避ける様にし、html ファイルで作成が可能なものについては、原則 html ファイルでの公開を行うよう努めている。

- PDF 形式のコンテンツのテキスト形式への移行、画像情報へのテキスト文の貼り付け等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。また、平成 17 年 12 月に防衛省ホームページ（当時防衛庁ホームページ）において、高齢者・障害者等配慮設計指針（JISX8341-3）に沿った見直しを実施。
- 総務省としては、電子投票による選挙の執行に要する経費について特別交付税措置を講じているほか、電子投票の信頼性向上を促進するとともに、電子投票システムの技術的な課題や導入団体の実施状況についての調査分析を行い、地方公共団体に対して必要な情報を提供している。

	平成 15 年度末	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
導入地方公共団体数	全国 9 市町村	全国 10 市町村	全国 10 市町村	全国 8 市町村

- 障害者社会参加総合推進事業において、情報機器を使用するにあたり、必要となる周辺機器及びソフト等の購入に要する費用の一部を助成する「障害者情報バリアフリー化支援事業」を実施。（平成 18 年 9 月まで）
- 日常生活用具給付等事業において、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、情報・意思疎通支援用具（参考例：情報機器の周辺機器及びソフト等）を給付。（平成 18 年 10 月から）
- テレワーク・SOHO の普及促進のため、導入・運用に関する課題解決のための調査研究やシンポジウム等による普及啓発活動を総合的に実施。
- 全都道府県設置に向けて障害保健福祉関係全国主管課長会議等を通じて各県に周知。（平成 18 年 4 月 1 日現在 34 カ所）
- 「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成 5 年法律第 54 号）に基づき、独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）を通じて字幕番組、解説番組、手話番組の制作に対する助成を実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
字幕番組助成件数	6,919 本	12,943 本	10,209 本	14,651 本
手話番組助成件数	1,748 本	2,120 本	1,488 本	1,353 本
解説番組助成件数			27 本	39 本

- 独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）において、視聴覚障害者向け放送ソフト制作技術の研究開発を実施し、平成 15 年度に、ほぼ全ての録画番組を対象として、音声全てが文字化された原稿がない場合でも短時間で自動的

に字幕を付与できるシステムを開発。平成 16 年度においては、本研究開発成果の実用化に向けて取り組みを実施した。

- 障害者白書の概要の点字版を作成。
- 平成 17 年 3 月、財団法人警察協会が作成した字幕及び副音声付きストーリー対策 DVD「なくせ！ストーカー！」の内容を紹介するウェブサイト、警察庁ウェブサイトからもアクセスできるようにし、障害をもつ人の防犯対策を推進。
- 広報ビデオ「被害者とともに」等の字幕版を、移動教室プログラム等において上映するほか、要望に応じて学校等に貸し出すなど積極的に活用しており、耳の不自由な人も利用できるよう措置。また、法務省の人権擁護機関では、各種人権課題に関する啓発広報ビデオを作成する際に、字幕付ビデオも併せて作成。
- “社会を明るくする運動”広報ビデオの作成にあたり、耳の不自由な人も利用できるように、字幕スーパーを入れたものについて別途マスターテープを用意し、聴覚障害者等への対応を可能なものとした。（平成 17 年～）
- 日本司法支援センターは、全国地方事務所窓口への来訪困難な障害者・高齢者等に配慮し、コールセンターを設置して電話による法的トラブルに関する情報提供を行っているほか、電話による問い合わせが困難な聴覚障害者等に対しては、メールによる情報提供を行っている。  
また、同支援センターでは、高齢者や弱視等の視覚障害のある利用者に配慮し、よくある法的トラブルを例示したり読みやすい文字を使用したパンフレットを作成している。
- 平成 15 年 3 月より、広報動画を配信開始する等、聴覚障害者にも配慮した外務省ホームページを作成（一部の動画は手話付き）。
- 日本語版外務省ホームページについても、平成 17 年 7 月に J I S 規格に準拠して、障害者が利用しやすいデータ形式に標準化（C S S 化）されたトップページに変更した。これにより、平成 18 年度末までに過去の掲載分も含めた全 45,000 ファイル（日・英合計）のうち、およそ半数弱に相当する約 20,000 ファイルのアクセシビリティ向上を行った。
- 平成 17 年度中に、在外公館ホームページのアクセシビリティ向上のため共通テンプレートを導入した。
- 英語版外務省ホームページについて、平成 15 年度末に、弱視の方もトップページに掲載している資料のタイトルや説明書きが読めるようにするためにフォントを大きくできる機能を設置。また、バリアフリー化も含めた外務省ホームページコンサルタント業務委託を実施。
- 国税庁では、点字広報誌を作成し、盲学校及び点字図書館に配付。租税教育用ビデオの字幕版を制作し、視聴覚障害者に対して貸出しを実施。
- 文部科学省ホームページは、平成 16 年 3 月に大幅なリニューアルを行い、視覚障



害を持つ方でも使いやすいデザインを導入している。各ページの制作にあたっては、実際に音声読み上げブラウザを使用し、意味の通じない記号や略語は避けるなど、耳で聞いても分かりやすいページ作りを進めるようにしている。また、カラーバリエーションにも配慮し、色の区別が付きづらい方でも問題なく閲覧できるカラーでページを作るよう注意している。さらに、PDF ファイルのみでの掲載は可能な限り避ける様にし、html ファイルで作成が可能なものについては、原則 html ファイルでの公開を行うよう努めている。

- 障害者や高齢者などの方が利用しやすいように、「音声読み上げ」機能等を備えたアクセシビリティ支援ツールの導入を平成 17 年度に行った。
- 点字図書や録音図書を製作し、視覚障害者に対して貸出しを実施。日々の新聞ニュースを点字データ等によりインターネット配信。点字を判読できない視覚障害者に対し、録音広報を提供。テレビ番組に手話や字幕を挿入したビデオを製作し、聴覚障害者に対して貸出しを実施。
- 厚生労働省ホームページについて、高齢者や視覚障害者が容易に利用できるよう、平成 16 年 3 月 1 日から「音声読み上げ/文字拡大サービス」の提供を実施。さらに、平成 17 年 2 月 21 日から視覚障害者向けに「点字ファイルダウンロードサービス」の提供を実施。
- カセットテープ・点字図書・大活字本等による情報提供（平成 8 年度～）  
月刊テープ雑誌「声の食生活情報」、音声版食品解説「声のア・ラ・カルト」、Q&A「耳知識—食と生活」、「指で読む食生活文庫」、料理手引書等の作成及び点字図書館等への配布。
- 障害者の食生活に関する調査
- 買物・外食の際のサポートマニュアルの作成及びサポート体制の推進
- 障害者が自立した食生活を営むため、平成 14 年度に作成したユニバーサルデザインガイドブックの配布及び関連サービスなどの情報を提供。
- 農林水産省ホームページについて、高齢者・障害者に配慮し、音声読み上げソフト、文字拡大ソフトに対応するページを平成 17 年度から作成するとともにアクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能となる CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入した新たな農林水産省ホームページの作成を検討中（平成 19 年 8 月末から運用開始）。
- 障害のある利用者を含むすべての利用者が提供情報やサービスに平等にアクセスできるよう、提供情報やサービスの様々な形式への変換等が適切に行えるよう配慮することを定めた「経済産業省ウェブサイトスタイルガイドライン」を平成 15 年 10 月に策定。（平成 15 年度まで）
- 国土交通省ホームページに、高齢者や弱視障害者等を対象に、「音声読み上げ・文字拡大」機能を追加。

- 環境省ホームページでは、平成 17 年 2 月に「音声読み上げ・文字拡大」ソフトを導入した。また、各ページの制作にあたっては、PDF ファイルのみでの掲載は可能な限り避ける様にし、html ファイルで作成が可能なものについては、原則 html ファイルでの公開を行うよう努めている。
- PDF 形式のコンテンツのテキスト形式への移行、画像情報へのテキスト文の貼り付け等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。また、平成 17 年 12 月に防衛省ホームページ（当時防衛庁のホームページ）において、高齢者・障害者等配慮設計指針（JIS X 8341-3）に沿った見直しを実施。
- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターにおける字幕付きビデオに関するライブラリー事業が適切かつ円滑に促進されるよう、必要に応じ助言。
- 手話奉仕員等の指導を行う手話通訳指導者を養成。
- 地域生活支援事業において、手話奉仕員、要約筆記奉仕員及び手話通訳者等を養成。
- 都道府県及び市町村において、以下の事業をそれぞれ実施。  
（平成 18 年 10 月からは地域生活支援事業として実施。一部の事業については、名称・内容の変更がある。）
- ① 都道府県事業（以下の数値は各事業の実施都道府県・政令都市数）  
（平成 18 年 9 月まで：障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた都道府県・政令都市数）  
（平成 18 年 10 月から：都道府県の実施する地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する都道府県数）

	平成 15 年 度	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度
手話奉仕員の養成研修を行う事業 (平成 18 年 9 月まで)	41 か所	38 か所	35 か所	
要約筆記奉仕員の養成・研修を行う事業 (平成 18 年 9 月まで)	59 か所	59 か所	60 か所	
奉仕員養成研修事業(平成 18 年 10 月から) (手話奉仕員の養成研修を行う事業及び要約筆記奉仕員の養成・研修を行う事業は、平成 18 年度から奉仕員養成 研修事業に変更。)				46 か所
手話通訳者養成研修事業	58 か所	58 か所	60 か所	45 か所
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	34 か所	36 か所	39 か所	27 か所
手話奉仕員を派遣する事業(平成 18 年 9 月まで)	30 か所	29 か所	22 か所(	

要約筆記奉仕員を派遣する事業 (平成 18 年 9 月まで)	55 か所	56 か所	54 か所	
コミュニケーション支援事業 (平成 18 年 10 月から) (手話奉仕員を派遣する事業、要約筆記奉仕員を派遣する事業は、平成 18 年 10 月からコミュニケーション事業に変更。)				11 か所

② 市町村事業 (以下の数値は各事業の実施市町村数)

((平成 18 年 9 月まで : 障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた市町村数)

(平成 18 年 10 月から : 市町村地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する市町村数)

	平成 15 年 度	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度
手話奉仕員の派遣事業 (平成 18 年 9 月まで)	305 か所	295 か所	283 か所	
手話奉仕員の養成事業 (平成 18 年 9 月まで)	409 か所	420 か所	423 か所	
要約筆記奉仕員の派遣事業 (平成 18 年 9 月まで)	151 か所	177 か所	180 か所	
要約筆記奉仕員の養成事業 (平成 18 年 9 月まで)	167 か所	167 か所	176 か所	
手話通訳者派遣事業 (平成 18 年 9 月まで)	119 か所	225 か所	252 か所	
コミュニケーション支援事業 (平成 18 年 10 月から) (手話奉仕員の派遣事業、要約筆記奉仕員の派遣事業及び手話通訳派遣事業は、平成 18 年 10 月からコミュニケーション事業に変更。)				1,112 か所
奉仕員養成研修事業(平成 18 年 10 月から) (手話奉仕員の養成事業及び要約筆者奉仕員の養成事業は、平成 18 年 10 月から奉仕員養成研修事業に変更。)				417 か所

- 手話ができる警察官等を配置した「手話交番」を開設するなどし、聴覚障害者からの各種届け出、相談等に適切に対応。平成16年2月、障害者への対応マニュアル「障害をもつ方への接遇要領」を作成し、各都道府県警察に配付し窓口対応職員等への障害をもつ人に関する理解を促進。

## (8) 国際協力

- 研修コース（以下の表は研修への参加状況や講師派遣の状況等を表したもの）

### ・ 集団研修

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
職業リハビリテーションと障害者の就労コース	8か国 8名	8か国 10名	8か国 9名	7か国 7名
障害者リーダーコース	9か国 10名	10か国 10名	8か国 9名	7か国 7名
補装具製作技術	4か国 4名	4か国 4名	4か国 4名	2か国 2名
知的障害福祉	8か国 11名	6か国 10名	8か国 8名	7か国 8名
障害者スポーツ指導者 (平成16年度まで)	9か国 12名	10か国 10名		
精神科チーム医療指導者研修 (平成16年度まで)	9か国 9名	9か国 9名		
喉頭摘出者のための食道発声指導員養成 (平成15年度まで)	3か国 5名			

### (アジア)

聾者のための指導者	8か国 8名	8か国 8名	7か国 8名	8か国 8名
視覚障害者用支援技術 (平成15年度まで)	7か国 7名			

### (アジア・太平洋地域限定)

セルフ事業による障害者自立 (平成17年度まで)	5か国 8名	6か国 6名	5か国 6名	
視覚障害者自立支援のための マッサージ指導者育成研修	8か国 8名	8か国 10名	3か国 3名	1か国 1名

### (アジア・太平洋)

障害者スポーツを通じた社会統合			10か国 10名	9か国 9名
医療技術スタッフ練成Ⅱ				1か国 1名

・ 個別研修

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
アゼルバイジャン「新しいリハビリ技術」（平成 15 年度まで）	4名			

（カウンターパート研修）

カンボジア「社会福祉行政」（国別特設）（平成 15 年度まで）	5名			
マレーシア「知的障害児・者支援プログラム」（国別特設）（平成 16 年度まで）	6名	6名		
日系研修員受入れ（平成 15 年度まで）	4か国 7名			
南部アフリカ地域障害者の地位向上（地域）	8か国 9名	9か国 10名	10か国 11名	10か国 10名
シリア「CBR障害者リーダー研修」（国別）（平成 16 年度のみ）		2名		
ラオス「社会的弱者支援」（国別）（平成 16 年度のみ）		1名		
マレーシア「CBRワーカー支援プログラム」（国別）			6名	6名
大洋州地域障害者福祉人材育成（地域）				6か国 8名

○ 技術協力プロジェクト

チリ国立身体障害者リハビリテーションプロジェクト

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
専門家派遣	9名	9名	3名
研修員受入れ	3名	4名	3名

機材供与(平成17年度まで)	1,748万円	1,690万円	522万円
----------------	---------	---------	-------

中国リハビリテーション専門職養成プロジェクト

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
専門家派遣	11名	17名	11名	15名
研修員受入れ	2名	5名	2名	2名
機材供与	2,692万円	2,261万円	4,491万円	-

アジア太平洋障害者センター

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
専門家派遣	14名	16名	11名	11名
研修員受入れ	20名	6名	5名	6名
機材供与	750万円	75万円	-	-

インドネシア国立障害者職業リハビリテーションセンター機能強化

	平成17年度
専門家派遣(平成17年度のみ)	1名
研修員受入れ	-
機材供与	-

ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷被災者等に対するリハビリテーション技術の向上

	平成17年度
専門家派遣(平成17年度のみ)	1名
研修員受入れ	-
機材供与	-

マレーシア障害者福祉プログラム強化のための能力向上計画

	平成17年度	平成18年度
専門家派遣	4名	6名
研修員受入れ	3名	4名
機材供与	-	-

ルワンダ障害をもつ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練

	平成17年度	平成18年度
専門家派遣	1名	1名

研修員受入れ	-	-
機材供与	-	-

ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷被災者支援フェーズ2

	平成 18 年度
専門家派遣	1 名
研修員受入れ	-
機材供与	-

アフガニスタン 特殊教育強化プロジェクト

	平成 18 年度
専門家派遣	2 名
研修員受入れ	1 名
機材供与	57 名

エジプト地域開発活動としての障害者支援

	平成 18 年度
専門家派遣	2 名
研修員受入れ	-
機材供与	-

コスタリカ ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト

	平成 18 年度
専門家派遣	1 名
研修員受入れ	5 名
機材供与	622 名

○ 個別専門家派遣

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
派遣人数	5 名	6 名	4 名	3 名

○ 拠出等

- ・ 途上国における障害者のためのリハビリ施設の整備等に対する支援を実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
草の根・人間の安全	21 件、	60 件、	48 件、	30 件、

保障無償資金協力	約 1.2 億円	約 4.5 億円	約 3.7 億円	約 2.3 億円
----------	----------	----------	----------	----------

- ・ 途上国における障害者関連事業に携わる我が国の NGO に対する支援を実施。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
日本 NGO 支援無償資金協力※	1 件、 6,410 千円	2 件、 16,719 千円	3 件、 約 25,369 千円	1 件、 19,811 千円
NGO 事業補助金	2 件、 909 千円	-	-	2 件、 1,188 千円

※ 平成 19 年度より「日本 NGO 連携無償資金協力」に名称変更

- ・ 国連障害者基金に対し平成 18 年度は 5,694 千円（51,300 米ドル）を拠出。

○ 平成 15 年 8 月政府開発援助大綱（ODA 大綱）を改定し、その中で「ODA 政策の立案及び実施にあたっては、開発途上国からの要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。」としている。また、平成 17 年 2 月に策定した「政府開発援助に関する中期政策」においても、障害者を含む社会的弱者への配慮を含む公平性の確保に言及している。それを受け、我が国は相手国の経済社会状況や開発政策、援助需要を十分把握し、それに沿った援助を実施するため、要請を受ける前から政策協議を活発に行うとともに、主要な被援助国について我が国の援助政策を踏まえつつ、真に必要な援助需要を反映した重点が明確な国別援助計画を策定。

○ 上記大綱において、貧困削減を重点課題の一つとして取り上げ、中でも「教育や保健医療・福祉、水と衛生」といった社会開発分野を重視するとともに、経済の持続的成長、雇用の増加、生活の質の改善のための協力も重視。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
我が国二国間援助における社会開発分野への援助のシェア	18.8%	23.8%	20.0%

- 「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「障害者権利条約に係る対応推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。
- 国連総会、ESCAP 等での障害者問題に関する議論に参加。
- 障害者権利条約作成作業に積極的に参加。その際、障害者 NGO との意見交換を緊密に行うとともに、政府代表団員に NGO を追加。
- 障害者白書概要版の英語版や改正障害者基本法の英語版を作成するとともに、各国の法制度等の情報を収集。
- 内閣府のホームページにおいて、障害者基本法や障害者基本計画等の英語版を掲



載。

- 障害のある子どもの教育に関する専門家を対象とした「OECD 諸国における障害のある児童生徒の教育に関する 日本－OECD 国際ワークショップ」を開催し（平成 17 年 3 月 2～4 日）、我が国における障害のある子どもの教育を紹介するとともに、各国の状況について意見交換を実施。
- アジア・太平洋及びオセアニア地域の国々の特殊教育の発展と教育の向上に資することを目的に、特殊教育専門家を招聘し特殊教育に関するセミナーを日本ユネスコ国内委員会及び国立特殊教育総合研究所の主催により毎年度実施している。平成 18 年度は「子ども一人一人を巡る教育、保健、医療、福祉等、各分野の連携・協力について」をテーマとして開催。（平成 18 年 12 月・横浜市）
- 国立特殊教育総合研究所において、国内外の特殊教育のトピックス等をまとめた「NISE Newsletter」やアジア 太平洋特別支援教育セミナーの各国レポートをまとめた「特別支援教育ジャーナル」を刊行し、関係国、各都道府 県等に配布するとともに、研究所ホームページに掲載。
- 国立特殊教育総合研究所において、諸外国の特殊教育事情等を紹介する「世界の特殊教育」を刊行し、各都道府 県等に配布するとともに、研究所ホームページに掲載。
- 我が国の社会活動の中心的担い手となる青年の能力の向上と相互のネットワークの形成を図るため、「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」において、高齢者関連活動、障害者関連活動、青少年案連活動等の社会活動を行っている青年の国際交流を実施。
- 平成 18 年度に開催された国際スポーツ大会への選手及び役員派遣に対し、「障害者スポーツ支援基金」より助成。